



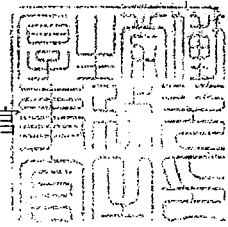
厚生労働省発医政第1016003号

平成18年10月16日

各 都 道 府 県 知 事
財団法人 日本救急医療財団理事長
財団法人 日本中毒情報センター理事長
社団法人 地域医療振興協会理事長
財団法人 日本医療機能評価機構理事長
社団法人 日本内科学会理事長

殿

厚生労働事務次官



医療施設運営費等補助金、中毒情報基盤整備事業費補助金及び
第三者病院機能評価支援事業費補助金の国庫補助について

医療施設運営費等補助金、中毒情報基盤整備事業費補助金及び第三者病院機能評価支援事業費補助金の国庫補助金の交付については、別添「医療施設運営費等補助金、中毒情報基盤整備事業費補助金及び第三者病院機能評価支援事業費補助金交付要綱」により行うこととされたので通知する。

なお、この通知は平成18年4月1日から適用し、平成10年6月24日厚生省発健政第137号「医療施設運営費等補助金及び地域医療対策費等補助金の国庫補助について」は廃止する。

おって平成17年度以前に交付された国庫補助金の取扱いについては、なお従前の例によるものとする。

なお、都道府県知事におかれては、本通知中、市町村等に対し国庫補助を行うこととされている部分については、貴管内市町村等に対する周知につき配慮願いたい。

医療施設運営費等補助金、中毒情報基盤整備事業費補助金
及び第三者病院機能評価支援事業費補助金交付要綱

厚生労働省発医政第1016003号
平成 1 8 年 1 0 月 1 6 日

医療施設運営費等補助金、中毒情報基盤整備事業費補助金
及び第三者病院機能評価支援事業費補助金交付要綱

(通 則)

1. 医療施設運営費等補助金、中毒情報基盤整備事業費補助金及び第三者病院機能評価支援事業費補助金については、予算の範囲内において交付するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）及び厚生労働省所管補助金等交付規則（平成12年^{厚生省}_{労働省}令第6号）の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

2. この補助金は、地域の実情に即した医療計画に基づき、離島、山村等の医療に恵まれない地域住民の医療の確保、地域住民の救急医療の確保及び独立行政法人国立病院機構法（平成14年法律第191号）附則第14条の規定による廃止前の国立病院等の再編成に伴う特別措置に関する法律（昭和62年法律第106号。以下「特措法」という。）第2条から第2条の3までの規定により国から資産の譲渡を受けて開設された医療機関及び独立行政法人国立病院機構（以下「機構」という。）から資産の譲渡（独立行政法人国立病院機構法施行令（平成15年政令第516号。以下「機構法施行令」という。）附則第21条第1項第1号から第3号までに掲げる要件に該当するものに限る。）を受けて開設される医療機関（以下「移譲等施設」という。）の運営に要する経費について補助することにより、移譲等施設の運営の安定化を図ること及び医療施設の耐震診断を実施することにより安全性の向上を図ること、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）第6条第11項に規定する感染症指定医療機関の運営に要する経費について補助することにより感染症患者に対する良質かつ適切な医療の提供を図ること、並びに医療事故などの医療安全に関する情報の収集・分析・提供事業に要する経費について補助することにより医療事故の発生予防、再発防止を図ること、診療行為に関連した死亡の調査分析を行うモデル事業に必要な経費を補助することにより、死亡の因果関係及び再発防止策を総合的に検討すること、並びに、第三者病院機能評価事業に係る新領域評価調査者（サーベイヤー）（以下「病院機能評価新領域評価調査者（サーベイヤー）」という。）の養成及び基礎的・制度的病院機能評価の研究に必要な経費を補助し、第三者病院機能評価事業の円滑な実施を支援することを目的とする。

(交付の対象)

3. この補助金は、次の事業を交付の対象とする。

(1) 医療施設運営費等補助金

① へき地保健医療対策事業

ア. へき地医療支援機構運営事業

平成13年5月16日医政発第529号厚生労働省医政局長通知「へき地保健医療対策事業について」(以下「へき地保健医療対策実施要綱」という。)に基づき都道府県が行うへき地医療支援機構の運営事業

イ. へき地医療拠点病院運営事業(へき地医療拠点病院支援システム及びへき地診療所支援システムを含む。)

「へき地保健医療対策実施要綱」に基づき、実施する次の事業とする。

(ア) 都道府県が行うへき地医療拠点病院の運営事業

(イ) 都道府県知事の指定を受けた病院の開設者が行うへき地医療拠点病院の運営事業に対して都道府県が補助する事業

ウ. へき地診療所運営事業(へき地診療所診療支援システムを含む。)

「へき地保健医療対策実施要綱」に基づき、国庫補助を受けて設置したへき地診療所(国民健康保険直営診療所を除く。)又はへき地において当該地域(へき地診療所整備基準に定める地域)唯一の医療機関として住民の医療確保を担当している診療所で実施する次の事業とする。

(ア) 都道府県が行うへき地診療所の運営事業

(イ) 市町村、日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、厚生農業協同組合連合会及び社会福祉法人北海道社会事業協会が行うへき地診療所の運営事業に対して都道府県が補助する事業

(ウ) 厚生労働大臣が適当と認める者が行うへき地診療所の運営事業に対して都道府県が補助する事業

エ. へき地巡回診療車(船)運営事業

「へき地保健医療対策実施要綱」に基づき、へき地巡回診療車(船)で実施する次の事業とする。

(ア) 都道府県が行う巡回診療事業

(イ) 社会福祉法人恩賜財団済生会が巡回診療船により行う巡回診療事業(ただし、巡回診療を二以上の都道府県の区域にわたって行う場合に限る。)

(ウ) 市町村、日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会(ただし、(イ)に掲げる場合を除く。)厚生農業協同組合連合会及び社会福

社法人北海道社会事業協会が行う巡回診療事業に対して都道府県が補助する事業

(エ) 都道府県知事の要請を受けた病院又は診療所の開設者が行う巡回診療事業に対して都道府県が補助する事業

オ. 沖縄へき地歯科診療班運営事業

沖縄県が行うへき地歯科診療班運営事業

カ. 離島歯科診療班派遣事業

「へき地保健医療対策実施要綱」に基づき、都道府県が行う離島歯科診療班派遣事業

キ. へき地保健指導所運営事業

(ア) 都道府県が行う保健師の駐在及び保健指導事業

(イ) 市町村が行う保健師の駐在及び保健指導事業に対して都道府県が補助する事業

ク. へき地保健医療情報システム事業

「へき地保健医療対策実施要綱」に基づき、社団法人地域医療振興協会が実施するへき地保健医療情報システムの開発及び運用事業

ケ. へき地等勤務希望医師の再就業支援研修事業

「へき地保健医療対策実施要綱」に基づき、社団法人地域医療振興協会が実施するへき地等勤務希望医師の再就業支援研修事業

② 救急医療対策事業

昭和52年7月6日医発第692号厚生省医務局長通知「救急医療対策の整備事業について」（以下「救急医療対策事業実施要綱」という。）に基づき、財団法人日本救急医療財団が行う非医療従事者に対する自動体外式除細動器（AED）の普及啓発事業

③ 国立病院等再編成医療施設運営事業

移譲等施設が行う事業とする。

④ 感染症指定医療機関運営事業

ア. 特定感染症指定医療機関運営事業

感染症法第38条第1項の規定に基づく特定感染症指定医療機関の開設者が行う、特定感染症指定医療機関の運営に要する費用

イ. 第一種感染症指定医療機関運営事業

感染症法第38条第2項の規定により都道府県知事が指定した、第一種感染症指定医療機関の運営に要する次の事業

(ア) 都道府県が行う第一種感染症指定医療機関の運営事業

(イ) 感染症法第60条の規定により都道府県知事の指定を受けた設置者が行う第一種感染症指定医療機関の運営事業に対し、都道府県が補助する事業

ウ. 第二種感染症指定医療機関運営事業

感染症法第38条第2項及び附則第8条第1項の規定により都道府県知事が指定した第二種感染症指定医療機関の運営に要する次の事業

(ア) 都道府県が行う第二種感染症指定医療機関の運営事業

(イ) 感染症法第60条の規定により都道府県知事の指定を受けた設置者が行う第二種感染症指定医療機関の運営事業に対し、都道府県が補助する事業

⑤ 医療安全推進事業

ア. 医療事故情報収集等事業

平成16年5月25日医政発第0525008号厚生労働省医政局長通知の別紙「医療事故情報収集等事業実施要綱」に基づき、財団法人日本医療機能評価機構が行う医療事故に関する情報の収集・分析・提供事業

イ. 診療行為に関連した死亡の調査分析モデル事業

平成17年3月25日医政発第0325010号厚生労働省医政局長通知の別紙「診療行為に関連した死亡の調査分析モデル事業実施要綱」に基づき、社団法人日本内科学会（又は代表学会事務局など）が行う診療行為に関連した死亡の調査分析モデル事業

⑥ 医療施設耐震化促進事業

平成18年9月19日医政発第0919004号厚生労働省医政局長通知の別紙「医療施設耐震化促進事業実施要綱」に基づき、厚生労働大臣が適当と認める者が行う医療施設耐震化促進事業に対して都道府県が補助する事業

(2) 中毒情報基盤整備事業費補助金

中毒情報センター情報基盤整備事業

「救急医療対策事業実施要綱」に基づき、財団法人日本中毒情報センターが行う中毒情報センター情報基盤整備事業

(3) 第三者病院機能評価支援事業費補助金

平成12年4月3日健政発第462号厚生省健康政策局長通知の別紙「第

三者病院機能評価支援事業実施要綱」に基づき、財団法人日本医療機能評価機構が行う病院機能評価新領域評価調査者（サーベイヤー）養成事業及び基礎的・制度的病院機能評価研究事業

（交付額の算定方法）

4. この補助金の交付額は、次の（１）から（７）により算出された額の合計額とする。

（１）へき地保健医療対策事業の交付額は、次の①から⑨により算出された額の合計額とする。ただし、各事業のそれぞれの事業者ごとに算出された額に 1, 0 0 0 円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。

① へき地医療支援機構運営事業

ア. 次の表の第 1 欄に定める種目ごとに、第 2 欄に定める基準額と第 3 欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。

イ. アにより種目ごとに選定された額の合計額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に 2 分の 1 を乗じて得た額を交付額とする。

1. 種 目	2. 基 準 額	3. 対 象 経 費
担当官経費	1 か所当たり次のいずれかにより算出された額 (1) へき地保健医療対策実施要綱の 1 (3) アの① 4, 824, 000 円 なお、事業期間が 1 年に満たない場合は、基準額×事業月数／12 とする。 (2) へき地保健医療対策実施要綱の 1 (3) アの② へき地医療支援機構活動年間延日数 (12 月×1 月当た	無医地区等への巡回診療、へき地診療所、過疎地域等特定診療所（以下「へき地診療所等」という。）及び医師配置標準の特例措置の許可を受けた病院（以下「特例措置許可病院」という。）への医師派遣等の医療活動の調整等を行う担当官に必要な次に掲げる経費 報酬 給料 職員手当等 共済費 賃金 委託料

	り活動日数×1日当たり勤務時間／8時間)が ア 54日以上 3,849,000円 イ 36日以上 54日未満 2,566,000円 ウ 36日未満 1,283,000円 (3)へき地保健医療対策実施要綱の1(3)アの③ 4,276,000円 なお、事業期間が1年に満たない場合は、基準額×事業月数／12とする。	
代診等担当 医師経費	次により算出された額 へき地医療支援機構勤務年間延日数 ×71,000円 ただし、勤務時間が8時間に満たない場合は、上記金額に勤務時間／8を乗じて得た額とする。	へき地診療所等及び特例措置許可病院への代診等を行うへき地医療支援機構勤務医師に必要な次に掲げる経費 報酬 給料 職員手当等 共済費 賃金 報償費 委託料
運営経費	1か所当たり次のいずれかにより算出された額 (1)へき地保健医療対策実施要綱の1(3)アの①	へき地医療支援機構の運営に必要な次に掲げる経費 賃金 報償費 旅費 需用費(消耗品費、印刷製本費、会議費等)

	7,858,000円 なお、事業期間が 1年に満たない場合 は、基準額×事業月 数／12とする。 (2)へき地保健医療対 策実施要綱の1(3) アの② 6,174,000円 なお、事業期間が 1年に満たない場合 は、基準額×事業月 数／12とする。	役務費（通信運搬費） 委託料 使用料及び賃借料 〔都道府県がへき地医療支援機構 の業務を暫定的に行う場合にあつ ては次に掲げる経費〕 報償費 旅費 需用費（消耗品費、印刷製本費、 会議費等） 役務費（通信運搬費）
協議会経費	年 額1,148,000円	へき地勤務医師等確保協議会の運 営に必要な次に掲げる経費 賃金 旅費（協議会出席旅費、連絡旅費） 報償費（協議会出席謝金） 需用費（消耗品費、印刷製本費、 会議費等） 役務費（通信運搬費等） 委託料
事業協力 経 費	事業協力病院1か所当 たり次により算出され た額の合算額 へき地診療所等及び 特例措置許可病院1か 所ごとに派遣した期間 が 1. 年間9月以上 642,000円 2. 年間6月以上9月 未満 428,000円 3. 年間3月以上6月 未満 214,000円	事業協力病院に対し支払う次に掲 げる経費 報償費 委託料 負担金、補助及び交付金
代替医師	次により算出された額	事業協力病院での代替医師の雇上

雇 上 経 費	代替医師雇上日数 ×日 額 27,000円 ただし、雇上時間が 8時間に満たない場合 は、上記金額に雇上時 間／8を乗じて得た額 とする。	げに必要な次に掲げる経費 報酬 賃金 報償費 委託料 負担金、補助及び交付金
振 興 経 費	1 県当たり年額 ・ 直接運営の場合 2,310,000円 ・ 委託運営の場合 2,425,000円	へき地に勤務しようとする医師等 の就職の紹介等事業に必要な次に掲 げる経費 賃金 旅費 需用費 役務費 委託料

② ヘき地医療拠点病院運営事業

ア. 都道府県が行う事業

(ア) 次の表の第1欄に定める種目ごとに、第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する

(イ) (ア)により種目ごとに選定された額の合計額と総事業費から診療収入額及び寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に2分の1を乗じて得た額を交付額とする。

イ. 都道府県が補助する事業

(ア) 次の表の第1欄に定める種目ごとに、第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の実支出額とを開設者ごとに比較して少ない方の額を選定する。

(イ) (ア)により種目ごとに選定された額の合計額と総事業費から診療収入額及び寄付金その他の収入額を控除した額と都道府県が補助した額とを比較してもっとも少ない額に2分の1を乗じて得た額の合計額を交付額とする。

1. 種目	2. 基 準 額	3. 対 象 経 費
医 療 活 動 費	1 か所当たり次により算出され た額の合算額	無医地区等への巡回診療、へ き地診療所等及び特例措置許 可病院への医師派遣等の医療

	へき地医療活動経費 (1) 巡回診療等従事者経費 医 師 61,000円×延日数 その他 24,000円×延日数 (2) 巡回診療等自動車経費 3,700円×延回数 (3) 代診医等派遣経費 医 師 61,000円×延日数 その他 24,000円×延日数	活動等に必要な次に掲げる経費 報酬 給料 職員手当等 共済費 賃金 報償費 旅費（研究費に計上したものを除く。） 需用費（医療費及び伝送装置経費に計上したものを除く。） 役務費（伝送装置経費に計上したものを除く。） 委託料 使用料及び賃借料（伝送装置経費に計上したものを除く。） 原材料費 備品購入費（単価50万円未満の備品に限る。ただし、医療費及び伝送装置経費に計上したものを除く。） 公課費
研 究 費	1 か所当たり次に定める額 (1) 医療活動年間延日数 150日以上 462,000円 (2) 医療活動年間延日数 75日以上150日未満 346,000円 (3) 医療活動年間延日数 50日以上75日未満	学会出席に必要な次に掲げる経費 旅 費（学会出席旅費）

	231,000円	
研 修 費	1 回当たり 56,000円	へき地診療所医師及び地域開業医師を対象とする研修、症例検討会等を実施する場合に必要な次に掲げる経費 講師謝金 旅費 需用費（消耗品費及び印刷製本費）
医 療 費	医療に要した実支出額	医療に必要な次に掲げる経費 需 用 費（医薬材料費、医療用消耗品費、医療機器修繕料） 備品購入費（単価50万円未満の医療用備品に限る。）
伝送装置 経 費	1 か所当たり次により算出された額 静止画像等伝送装置 ア. へき地医療拠点病院診療支援システム (887,460円＋74,290円) ×稼動月数 イ. へき地診療所診療支援システム (443,730円＋37,140円) ×導入へき地診療所数 ×稼動月数	静止画像等伝送装置の導入及び維持運営に必要な次に掲げる経費 報 償 費（へき地医療拠点病院診療支援システムに係る経費に限る。） 需 用 費（消耗品費、修繕料等） 役 務 費（通信運搬費） 使用料及び賃借料 備品購入費（単価50万円未満の庁用器具に限る。） 委 託 料（上記に掲げる経費に該当するもの。ただし、へき地医療拠点病院診療支援システムに係る経費に限る。）

- ③ へき地診療所運営事業
ア. 都道府県が行う事業

(ア) 次の表の第1欄に定める種目ごとに、第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。

(イ) (ア)により種目ごとに選定された額の合計額から診療収入額を控除した額と総事業費から診療収入額及び寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に3分の2（沖縄県にあっては4分の3）を乗じて得た額を交付額とする。

イ. 市町村、日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、厚生農業協同組合連合会及び社会福祉法人北海道社会事業協会が行う事業に対し都道府県が補助する事業

(ア) 次の表の第1欄に定める種目ごとに、第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。

(イ) (ア)により種目ごとに選定された額の合計額から診療収入額を控除した額と総事業費から診療収入額及び寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に3分の2（沖縄県にあっては4分の3）を乗じて得た額と、都道府県が補助した額とを比較して少ない方の額の合計額を交付額とする。

ウ. 厚生労働大臣が適当と認める者が行う事業に対し都道府県が補助する事業

(ア) 次の表の第1欄に定める種目ごとに、第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。

(イ) (ア)により種目ごとに選定された額の合計額から診療収入額を控除した額と総事業費から診療収入額及び寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に3分の1（沖縄県にあっては4分の3）を乗じて得た額と、都道府県が補助した額とを比較して少ない方の額の合計額を交付額とする。

1. 種目	2. 基準額	3. 対象経費
事務費	1 か所当たり次により算出された額 (1) ア. 診療日数1～129日 2,766,000円+(71,000円×実診療日数) イ. 診療日数130～259日 2,766,000円+(77,000円×実診療日数)	へき地診療所の運営に必要な次に掲げる経費 報酬 給料 職員手当等 共済費 賃金 報償費

	ウ. 診療日数260日以上 2,766,000円 + (87,000円 × 実診療日数) (2) 訪問看護による加算額 24,000円 × 訪問看護日数	旅 費 (研究費に計上したものを除く。) 需 用 費 (研究費、医療費及び伝送装置経費に計上したものを除く。) 役 務 費 (伝送装置経費に計上したものを除く。) 委 託 料 使用料及び賃借料 (伝送装置経費に計上したものを除く。) 原材料費 備品購入費 (単価50万円未満の備品に限る。ただし、医療費及び伝送装置経費に計上したものを除く。)
研 究 費	1 か所当たり (1) 診療日数 1～129日 65,000円 (2) 診療日数 130～259日 130,000円 (3) 診療日数 260日以上 195,000円	医学研究及び学会出席に必要な次に掲げる経費 旅 費 (研究旅費、学会出席旅費及び調査研究旅費) 需 用 費 (医学用図書雑誌及び医学研究用材料) 備品購入費 (単価50万円未満の研究用備品に限る。)
医 療 費	医療に要した実支出額	医療に必要な次に掲げる経費 需 用 費 (医薬材料費、医療用消耗品費、医療機器修繕料) 委 託 料 (診療のための検査委託料) 備品購入費 (単価50万円未満の医療用備品に限る。)
伝送装置 経 費	1 か所当たり次により算出された額 (1) ファクシミリ 36,250円 × 稼動月数	伝送装置の導入及び維持運営に必要な次に掲げる経費 需 用 費 (消耗品費、修繕料等)

	ただし、導入初年度にあつては45,450円を加算する。 (2) 静止画像等伝送装置 289,170円×稼動月数	役 務 費（通信運搬費） 使用料及び賃借料 備品購入費（単価50万円未満の庁用器具に限る。）
--	---	---

④ ヘキ地巡回診療車（船）運営事業

ア. 都道府県が行う事業及び社会福祉法人恩賜財団済生会が巡回診療船により行う事業（ただし、社会福祉法人恩賜財団済生会が巡回診療船により行う事業については、巡回診療を二以上の都道府県の区域にわたって行う場合に限る。）

(ア) 次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。

(イ) (ア) により選定された額から診療収入額を控除した額と総事業費から診療収入額及び寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に2分の1を乗じて得た額を交付額とする。

イ. 市町村、日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会（ただし、アに掲げる場合を除く。）、厚生農業協同組合連合会及び社会福祉法人北海道社会事業協会が行う事業に対して都道府県が補助する事業

(ア) 次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを事業者ごとに比較して少ない方の額を選定する。

(イ) (ア) により選定された額から診療収入額を控除した額と総事業費から診療収入額及び寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に2分の1を乗じて得た額と都道府県が補助した額とを比較して少ない方の額の合計額を交付額とする。

ウ. 病院又は診療所の開設者が行う事業に対して都道府県が補助する事業

(ア) 次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを開設者ごとに比較して少ない方の額を選定する。

(イ) (ア) により選定された額から診療収入額を控除した額と総事業費から診療収入額及び寄付金その他の収入額を控除した額と都道府県が補助した額とを比較してもっとも少ない額に2分の1を乗じて得た額の合計額を交付額とする。

1. 基 準 額	2. 対 象 経 費
巡回診療実施日数×次に定める単価	ヘキ地巡回診療車（船）又は歯科巡回診療車の運営に必要な次に掲げる経費

区 分	単 価 (円)	報 酬 給 料 職員手当等 共 済 費 賃 金 旅 費 報 償 費 需 用 費 (消耗品費、医薬材 料費、燃料費、印刷製本費、 修繕料) 役 務 費 委 託 料
巡 回 診 療 車	57,000	
歯科巡回診療車	61,000	
巡 回 診 療 船	厚生労働大臣に 協議して定めた 額	

⑤ 沖縄へき地歯科診療班運営事業

ア. 次の表の第1欄に定める種目ごとに第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。

イ. アにより種目ごとに選定された額の合計額と総事業費から診療収入額及び寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に4分の3を乗じて得た額を交付額とする。

1. 種目	2. 基 準 額	3. 対 象 経 費
事 務 費	年 額 4,007,000円	へき地歯科診療班の運営に必要な次に掲げる経費 報 酬 給 料 職員手当等 共 済 費 賃 金 旅 費 諸 謝 金 報 償 費 需 用 費 (消耗品費、燃料 費、食糧費、印刷製本費)
医 療 費	年 額 1,603,000円	医療に必要な次に掲げる経費 備品購入費 (医療用機器購 入費) 需 用 費 (消耗品費〔歯科

		治療用及び歯科技工用消耗機器購入費〕、修繕料)
--	--	-------------------------

⑥ 離島歯科診療班派遣事業

ア. 次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。

イ. アにより選定された額から診療収入額を控除した額と総事業費から診療収入額及び寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に2分の1を乗じて得た額を交付額とする。

1. 基 準 額	2. 対 象 経 費
診療班1班当たり次に定める単価 (1) 遠隔型離島 752,000円 (2) 近接型離島 139,000円 ただし、派遣日数は次のとおりとする。 (1) 遠隔型 8日間以上 (2) 近接型 2日間以上	離島への歯科診療班の派遣に必要な次に掲げる経費 報酬 給料 職員手当等 賃金 旅費 報償費 需用費(消耗品費、医薬材料費、燃料費、印刷製本費、修繕料) 委託料

⑦ へき地保健指導所運営事業

ア. 都道府県が行う事業

(ア) 次の表の第1欄に定める種目ごとに、第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。

(イ) (ア)により種目ごとに選定された額の合計額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に2分の1を乗じて得た額を交付額とする。

イ. 都道府県が補助する事業

(ア) 次の表の第1欄に定める種目ごとに、第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額

を選定する。

(イ) (ア) により種目ごとに選定された額の合計額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に2分の1を乗じて得た額と都道府県が補助した額とを比較して少ない方の額の合計額を交付額とする。

1. 種目	2. 基 準 額	3. 対 象 経 費
給 与 費	次により算出された額の合算額 (1) 職員基本給等 1 か所当たり 4,729,000円 ただし、新設のへき地保健指導所にあつては、上記金額に稼動月数/12を乗じて得た額とする。 (2) 寒冷地手当 国家公務員の寒冷地手当に関する法律（昭和24年法律第200号）第2条の規定により算出した額 ただし、同条第4項に定める基準額については、1人当たりそれぞれ次に定める額とする。	へき地保健指導所に駐在する保健師に支給するために必要な次に掲げる経費 給 料 職員手当等 特別手当（期末勤勉手当） 特勤勤務手当（へき地手当） 寒冷地手当 共 済 費 賃 金（育児休業代替保健師の雇上げに要する場合に限る。）
保健指導事業費	1 か所当たり 336,000円 ただし、新設のへき地保健指導所にあつては、上記金額に稼動月数/12を乗じて得た額とする。	保健指導所の運営及び保健指導に必要な次に掲げる経費 旅 費 需 用 費（伝送装置経費に計上したものを除く。） 役 務 費（伝送装置経費に計上したものを除く。）
伝送装置経費	1 か所当たり次により算出された額 8,400円+2,390円×稼動月数 ただし、導入初年度にあつては、40,000円を加算する。	伝送装置の維持運営に必要な次に掲げる経費 需 用 費（消耗品費、修繕料等） 役 務 費（通信運搬費）

		備品購入費（単価50万円未満の伝送装置用の庁用器具に限る。）
--	--	--------------------------------

⑧ ヘキ地保健医療情報システム事業

ア. 次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。

イ. アにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。

1. 基準額	2. 対象経費
年 額 32,408,000円	ヘキ地保健医療情報システムの開発及び運用に必要な次に掲げる経費 給 料 職員手当等 法定福利費 賃 金 報償費 役務費（通信運搬費） 使用料及び賃借料 委託料

⑨ ヘキ地等勤務希望医師の再就業支援研修事業

ア. 次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。

イ. アにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。

1. 基準額	2. 対象経費
年 額 15,372,000円	ヘキ地等勤務希望医師の再就業支援研修事業実施に必要な次に掲げる経費 報償費（謝金） 旅 費 需用費（消耗品費、印刷製本費、図書購入費）

	役務費（通信運搬費）
--	------------

(2) 救急医療対策事業の交付額は、次の①及び②により算出された額の合計額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。

- ① 非医療従事者に対する自動体外式除細動器（AED）の普及啓発事業
 ア 次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。
 イ アにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。

1. 基 準 額	2. 対 象 経 費
19,401千円	非医療従事者に対する自動体外式除細動器（AED）の普及啓発に必要な次に掲げる経費 1. 賃 金 2. 報償費 3. 旅 費 4. 需用費（消耗品費、印刷製本費） 5. 役務費 6. 委託費（上記1から5に該当するもの。） 7. 使用料及び賃借料

- ② 中毒情報センター情報基盤整備事業
 ア 次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。
 イ アにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。

1. 基 準 額	2. 対 象 経 費
	中毒情報センターの情報基盤整

18,490千円	備及び24時間体制で医師を確保するために必要な次に掲げる経費 1. 賃金 2. 報償費 3. 旅費 4. 需用費（消耗品費、印刷製本費、光熱水費、燃料費等） 5. 役務費（通信運搬費） 6. 委託費（集計及び入力のための委託費） 7. 使用料及び賃借料 8. 備品購入費
----------	---

(3) 国立病院等再編成医療施設運営事業の交付額は、次の①から③により算出された額の合計額とする。ただし、算出されたそれぞれの額に、1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。

- ① 公的医療機関の開設者等が特措法第2条第1項の規定により国から資産の譲渡を受けて移譲等施設を開設し、又は機構から資産の譲渡（機構法施行令附則第21条第1項第1号に掲げる要件に該当するものに限る。）を受けて移譲等施設を開設した場合

次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費とを比較して少ない方の額に2分の1（機構法施行令附則第21条第1項第1号イからホまでに掲げる地域（以下「特例地域」という。）にあつては、10分の5.5）を乗じて得た額を交付額とする。

- ② 公的医療機関の開設者等が特措法第2条の2の規定により国から資産の譲渡を受けて移譲等施設を開設し、又は機構から資産の譲渡（機構法施行令附則第21条第1項第2号に掲げる要件に該当するものに限る。）を受けて移譲等施設を開設した場合

次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費とを比較して少ない方の額に3分の1（特例地域にあつては、10分の5.5）を乗じて得た額を交付額とする。

- ③ 地方公共団体が特措法第2条の3の規定により資産の譲渡を受けて移譲等施設を開設し、又は機構から資産の譲渡（機構法施行令附則第21条第1項第3号に掲げる要件に該当するものに限る。）を受けて移譲等施設を

開設した場合

ア. 機構法施行令附則第21条第1項第3号に規定する引継職員数（以下「引継職員数」という。）が同号イに掲げる場合に該当するとき

次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費とを比較して少ない方の額に2分の1（特例地域たつては、10分の5.5）を乗じて得た額を交付額とする。

イ. 引継職員数が機構法施行令附則第21条第1項第3号ロに掲げる場合に該当するとき

次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費とを比較して少ない方の額に3分の1（特例地域にあつては、10分の5.5）を乗じて得た額を交付額とする。

1. 基 準 額	2. 対 象 経 費
厚生労働大臣に協議して定めた額	厚生労働大臣が定める期間の損益計算書上の一般会計繰入前経常損失額

（4）医療施設耐震化促進事業の交付額は、次により算出するものとする。

ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。

ア 次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。

イ アにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に3分の2を乗じて得た額と、都道府県が補助した額とを比較して少ない方の額に2分の1を乗じて得た額の合計額を交付額とする。

1. 基 準 額	2. 対 象 経 費
3,000千円	医療施設の耐震診断に必要な請負費

（5）感染症指定医療機関運営事業の交付額は、次の①から③により算出された額の合計額とする。ただし、医療機関ごとに算定された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。

① 特定感染症指定医療機関運営事業

ア. 次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを医療機関ごとに比較して少ない方の額を選定する。

イ. アにより選定された額と総事業費から診療収入額及び寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額の合計額を交付額とする。

1. 基 準 額	2. 対 象 経 費
次により算出された額を限度として厚生労働大臣の認めた額とする。 1床当たり年額7,500千円 ただし、希少感染症治療薬、保管機材等購入費として49,947千円を加算する。	特定感染症指定医療機関の運営に必要な次に掲げる経費 1. 需用費（消耗品費、印刷製本費、光熱水費、燃料費、修繕費等） 2. 役務費（通信運搬費、手数料等） 3. 委託料 4. 使用料及び賃借料 5. 材料費 6. 備品購入費（単価50万円（民間団体にあっては30万円）未満の備品に限る。）

② 第一種感染症指定医療機関運営事業

ア. 都道府県が行う事業

（ア） 次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを医療機関ごとに比較して少ない方の額を選定する。

（イ） （ア）により選定された額と総事業費から診療収入額及び寄付金その他の収入額を控除した額とを医療機関ごとに比較して少ない方の額に2分の1を乗じて得た額の合計額を交付額とする。

イ. 都道府県が補助する事業

（ア） 次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを医療機関ごとに比較して少ない方の額を選定する。

（イ） （ア）により選定された額と総事業費から診療収入額及び寄付金その他の収入額を控除した額と都道府県が補助した額とを医療機関ごとに比較してもっとも少ない額に2分の1を乗じて得た額の合計額を交付額とする。

1. 基 準 額	2. 対 象 経 費
1床当たりの年額4,500千円を限度として厚生労働大臣の認	第一種感染症指定医療機関の運営に必要な次に掲げる経費

めた額とする。	1. 需用費（消耗品費、印刷製本費、 光熱水費、燃料費、修繕費等） 2. 役務費（通信運搬費、手数料等） 3. 委託料 4. 使用料及び賃借料 5. 材料費 6. 備品購入費（単価50万円（民間団 体にあつては30万円）未満の備品 に限る。）
---------	---

③ 第二種感染症指定医療機関運営事業

ア. 都道府県の行う事業

（ア）次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを医療機関ごとに比較して少ない方の額を選定する。

（イ）（ア）により選定された額と総事業費から診療収入額及び寄付金その他の収入額を控除した額とを医療機関ごとに比較して少ない方の額に2分の1を乗じて得た額の合計額を交付額とする。

イ. 都道府県が補助する事業

（ア）次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを医療機関ごとに比較して少ない方の額を選定する。

（イ）（ア）により選定された額と総事業費から診療収入額及び寄付金その他の収入額を控除した額と都道府県が補助した額とを医療機関ごとに比較してもっとも少ない額に2分の1を乗じて得た額の合計額を交付額とする。

1. 基 準 額	2. 対 象 経 費
1床当たりの年額1,500千円を限度として厚生労働大臣の認めた額とする。	第二種感染症指定医療機関の運営に必要な次に掲げる経費 1. 需用費（消耗品費、印刷製本費、 光熱水費、燃料費、修繕費等） 2. 役務費（通信運搬費、手数料等） 3. 委託料 4. 使用料及び賃借料 5. 材料費 6. 備品購入費（単価50万円（民間団 体にあつては30万円）未満の備品

に限る。)

- (6) 第三者病院機能評価支援事業の交付額は、次により算出するものとする。
ただし、種目ごとに算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。

- ① 次の表の第1欄に定める種目ごとに、第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。
② ①により選定された額の合計額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。

1. 種 目	2. 基 準 額	3. 対 象 経 費
病院機能評価新領域 評価調査者（サーベ イヤー）養成事業	27,294千円	病院機能評価新領域評価調査 者（サーベイヤー）養成事業に 必要な次に掲げる経費 賃金、諸謝金、旅費、会議費、 賃借料、印刷製本費、通信運搬 費、雑役務費
基礎的・制度的病院 機能評価研究事業	7,393千円	基礎的・制度的病院機能評価 研究事業に必要な次に掲げる経 費 賃金、諸謝金、旅費、会議費、 賃借料、印刷製本費、通信運搬 費、雑役務費

- (7) 医療安全推進事業の交付額は、次により算出するものとする。

ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。

- ① 医療事故情報収集等事業

ア. 次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。

イ. アにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。

1. 基 準 額	2. 対 象 経 費
124,444千円	医療事故情報収集等の事業に必要な次に

	掲げる経費 給与費（常勤職員給与費、非常勤職員給与費、法定福利費等）、賃金、諸謝金、旅費、備品費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、光熱水費、賃借料、会議費、雑役務費
--	---

② 診療行為に関連した死亡の調査分析モデル事業

ア. 次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。

イ. アにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。

1. 基 準 額	2. 対 象 経 費
120,390千円	診療行為に関連した死亡の調査分析モデル事業に必要な次に掲げる経費 給与費（常勤職員給与費、非常勤職員給与費、法定福利費等）、賃金、諸謝金、旅費、解剖及び文書料、備品費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、使用料及び賃借料、会議費、雑役務費

（交付決定の下限）

5. 3の事業について、4により施設（地区等）ごとに算出された額が、別表に掲げる額に満たない場合には、交付決定を行わないものとする。

（別 表）

事 業 名	下 限 額
	千円
(1) 医療施設運営費等補助金	
① へき地保健医療対策事業	
ア. へき地医療支援機構運営事業	372
キ. へき地保健指導所運営事業	205
④ 感染症指定医療機関運営事業	42

.(交付の条件)

6. この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

- (1) 医療施設運営費等補助金、中毒情報基盤整備事業費補助金及び第三者病院機能評価支援事業費補助金間の事業に要する経費の配分の変更はしてはならないものとする。
- (2) 事業に要する経費の配分の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。
- (3) 事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。
- (4) 事業を中止し、又は廃止する場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。
- (5) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに厚生労働大臣に報告してその指示を受けなければならない。
- (6) 公的病院に交付された補助金は、損益計算書上の給与費、材料費、経費及び研究研修費に充当するものとする。
- (7) 事業により取得し、又は効用の増加した財産で価格が単価50万円（民間団体にあっては30万円）以上の機械及び器具については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、厚生労働大臣の承認を受けずこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。
- (8) 厚生労働大臣の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合にはその収入の全部又は一部を国庫に納付させることがある。
- (9) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。
- (10) 補助金と事業に係る証拠書類等の管理については次によるものとする。

ア. 補助事業者が地方公共団体の場合

補助金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした第1号様式による調書を作成し、これを事業完了後5年間保管しておかなければならない。

イ. 補助事業者が地方公共団体以外の場合

事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を事業完了後5

年間保管しておかなければならない。

- (11) 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、第16号様式により速やかに厚生労働大臣に報告しなければならない。

なお、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の支部（又は一支社、一支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

また、厚生労働大臣は報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部を国庫に納付させることがある。

- (12) 都道府県は、国から概算払により間接補助金に係る補助金の交付を受けた場合には、当該概算払を受けた補助金に相当する額を遅滞なく間接補助事業者に交付しなければならない。

- (13) 都道府県は、間接補助金を間接補助事業者に交付する場合には、次の条件のほか（１）から（11）に掲げる条件を付さなければならない。この場合において（２）から（５）、（８）及び（11）中「厚生労働大臣」とあるのは「都道府県知事」、「国庫」とあるのは「都道府県」と、（７）中「厚生労働大臣の承認」とあるのは「都道府県知事の承認」と、（12）中「都道府県」とあるのは「市町村」と、「国」とあるのは「都道府県」と、（11）中第16号様式とあるのは、第17号様式と読み替えるものとする。

ア．市町村が間接補助金を間接補助事業者に交付する場合には、（１）から（５）、（10）及び（11）に掲げる条件を付さなければならない。この場合において（２）から（５）中「厚生労働大臣」とあるのは「市町村長」と（11）中第16号様式とあるのは、第17号様式と読み替えるものとする。

イ．市町村長がアにより付した条件に基づく承認をする場合には、あらかじめ都道府県知事の承認を受けなければならない。

- (14) （13）により付した条件に基づき都道府県知事が承認又は指示をする場合には、あらかじめ厚生労働大臣の承認又は指示を受けなければならない。

- (15) 間接補助事業者から財産の処分による収入の全部又は一部の納付があった場合には、その納付額の全部又は一部を国庫に納付させることがある。

- (16) 財団法人日本救急医療財団、財団法人日本中毒情報センター、社団法人地域医療振興協会、財団法人日本医療機能評価機構及び社団法人日本内科学会は、この補助金に係る支出明細書を第18号様式により作成し、国からの補助金等全体の金額及びその年間収入に対する割合を示す書類に添付した上で、計算書類等と併せて事務所に備えつけ公開するとともに、決算後10日を経過した日又は翌年度7月10日のいずれか早い日までに厚生労働省に報告しなければならない。

(申請手続)

7. この補助金の交付の申請は、次により行うものとする。

- (1) 都道府県以外が行う3の(1)の①のエ、3の(1)の③、3の(1)の④のアの事業

ア. 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第26条第2項に基づき、補助金等の交付に関する事務の一部を都道府県が行う場合

(ア) 補助事業者は、第2号様式による申請書に関係書類を添えて、都道府県知事が定める日までに都道府県に提出するものである。

(イ) 都道府県知事は、アの申請書を受理したときは、これを審査し、とりまとめのうえ、毎年度6月30日までに厚生労働大臣に提出するものとする。

イ. ア以外の場合

補助事業者は、第2号様式による申請書に関係書類を添えて、毎年度6月30日までに厚生労働大臣に提出するものとする。

- (2) 財団法人日本中毒情報センターが行う3の(2)の事業

財団法人日本中毒情報センター理事長は、第3号様式による申請書に関係書類を添えて、毎年度6月30日までに厚生労働大臣に提出するものとする。

- (3) 社団法人地域医療振興協会が行う3の(1)の①のクの事業

社団法人地域医療振興協会理事長は、第4号の1様式による申請書に関係書類を添えて、毎年度6月30日までに厚生労働大臣に提出するものとする。

- (4) 社団法人地域医療振興協会が行う3の(1)の①のケの事業

社団法人地域医療振興協会理事長は、第4号の2様式による申請書に関係書類を添えて、毎年度6月30日までに厚生労働大臣に提出するものとする。

- (5) 財団法人日本医療機能評価機構が行う3の(3)の事業

財団法人日本医療機能評価機構理事長は、第5号の1様式による申請書に関係書類を添えて、毎年度6月30日までに厚生労働大臣に提出するものとする。

- (6) 財団法人日本医療機能評価機構が行う3の(1)の⑤のアの事業

財団法人日本医療機能評価機構理事長は、第5号の2様式による申請書に関係書類を添えて、毎年度6月30日までに厚生労働大臣に提出するものとする。

- (7) 財団法人日本救急医療財団が行う3の(1)の②の事業

財団法人日本救急医療財団理事長は、第6号様式による申請書に関係書類を添えて、毎年度6月30日までに厚生労働大臣に提出するものとする。

- (8) 社団法人日本内科学会が行う3の(1)の⑤のイの事業

社団法人日本内科学会理事長は、第7号様式による申請書に関係書類を添

えて、毎年度6月30日までに厚生労働大臣に提出するものとする。

- (9) (1)、(2)、(3)、(4)、(5)、(6)、(7)及び(8)以外の事業

都道府県知事は、第8号様式による申請書に関係書類を添えて、毎年度6月30日までに厚生労働大臣に提出するものとする。

(変更申請手続)

8. この補助金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、7に定める申請手続に従い、毎年度1月20日までに
行うものとする。

(交付決定までの標準的期間)

9. この補助金の交付の決定までの標準的期間は、次のとおりとする。

- (1) 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第26条第2項に基づき、補助金等の交付に関する事務の一部を都道府県が行う場合において、都道府県知事は、7の(1)のア若しくは8による申請書が到達した日から起算して原則として1月以内に国に提出するものとし、国は、都道府県知事から申請書が到達した日から原則として2月以内に交付の決定(変更交付決定を含む。)を行うものとする。
- (2) (1)以外の場合、国は、7の(1)のイ、7の(2)、7の(3)、7の(4)、7の(5)、7の(6)、7の(7)、7の(8)又は7の(9)若しくは8による申請書が到達した日から起算して原則として2月以内に交付の決定(変更交付決定を含む。)を行うものとする。

(補助金の概算払)

10. 厚生労働大臣は、必要があると認める場合においては、国の支払計画承認額の範囲内において概算払をすることができる。

(実績報告)

11. この補助金の事業実績報告は、次により行うものとする。

- (1) 都道府県以外が行う3の(1)の①のエ、3の(1)の③、3の(1)の④のアの事業

ア 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第26条第2項に基づき、補助金等の交付に関する事務の一部を都道府県が行う場合

(ア) 補助事業者は、当該年度の事業が完了したときは、第9号様式による報告書に関係書類を添えて、都道府県知事が定める日までに都道府県に提出するものとする。

(イ) 都道府県知事は、アの申請書を受理したときは、これを審査し、とりまどめのうえ、翌年度6月30日(6の(4)により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認の通知を受理した日から1月を経過した日)までに厚生労働大臣に提出するものとする。

イ ア以外の場合

補助事業者は、第9号様式による報告書に関係書類を添えて、毎年度6月30日までに厚生労働大臣に提出するものとする。

(2) 財団法人日本中毒情報センターが行う3の(2)の事業

財団法人日本中毒情報センター理事長は、当該年度の事業が完了したときは、第10号様式による報告書に関係書類を添えて、翌年度6月30日(6の(4)により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認の通知を受理した日から1月を経過した日)までに厚生労働大臣に提出するものとする。

(3) 社団法人地域医療振興協会が行う3の(1)の①のクの事業

社団法人地域医療振興協会理事長は、当該年度の事業が完了したときは、第11号の1様式による報告書に関係書類を添えて、翌年度4月10日(6の(4)により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認の通知を受理した日から1月を経過した日)までに厚生労働大臣に提出するものとする。

(4) 社団法人地域医療振興協会が行う3の(1)の①のケの事業

社団法人地域医療振興協会理事長は、当該年度の事業が完了したときは、第11号の2様式による報告書に関係書類を添えて、翌年度4月10日(6の(4)により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認の通知を受理した日から1月を経過した日)までに厚生労働大臣に提出するものとする。

(5) 財団法人日本医療機能評価機構が行う3の(3)の事業

財団法人日本医療機能評価機構理事長は、当該年度の事業が完了したときは、第12号の1様式による報告書に関係書類を添えて、翌年度4月10日(6の(4)により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認の通知を受理した日から1月を経過した日)までに厚生労働大臣に報告するものとする。

(6) 財団法人日本医療機能評価機構が行う3の(1)の⑤のアの事業

財団法人日本医療機能評価機構理事長は、当該年度の事業が完了したときは、第12号の2様式による報告書に関係書類を添えて、翌年度4月10日(6の(4)により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認の通知を受理した日から1月を経過した日)までに厚生労働大臣に報告するものとする。

(7) 財団法人日本救急医療財団が行う3の(1)の②の事業

財団法人日本救急医療財団理事長は、当該年度の事業が完了したときは、第13号様式による報告書に関係書類を添えて、事業の完了の日から起算して1月を経過した日(6の(4)により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認の通知を受理した日から起算して1月を経過した日)までに厚生労働大臣に提出するものとする。

(8) 社団法人日本内科学会が行う3の(1)の⑤のイの事業

社団法人日本内科学会理事長は、当該年度の事業が完了したときは、第14号様式による報告書に関係書類を添えて、事業の完了の日から起算して1月を経過した日(6の(4)により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認の通知を受理した日から起算して1月を経過した日)又は翌年度4月10日のいずれか早い日までに厚生労働大臣に報告するものとする。

(9) (1)、(2)、(3)、(4)、(5)、(6)、(7)及び(8)以外の事業

都道府県知事は、当該年度の事業が完了したときは、第15号様式による報告書に関係書類を添えて、翌年度6月30日(6の(4)により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認の通知を受理した日から1月を経過した日)までに厚生労働大臣に提出するものとする。

(補助金の返還)

12. 厚生労働大臣は、交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について国庫に返還することを命ずる。

(その他)

13. 特別の事情により4、5、7、8及び11に定める算定方法、手続によることができない場合には、あらかじめ厚生労働大臣の承認を受けてその定めるところによるものとする。

第1号様式

平成 年度 補助金 調書

(地方公共団体)

厚生労働省所管

国			地 方 公 共 団 体				出	備 考	
歳 出 予 算 科 目	交 付 決 定 額	補助率	歳 入		歳 出				
			科 目	予算現額	収入済額	科 目			予算現額
(項)保健衛生諸費	円			円	円		円	円	円
(目)医療施設運営費等補助金									

1. 「国」の「歳出予算科目」は、項及び目（交付決定が目の細分において行われる場合は、目の細分まで）を記載すること。
2. 「地方公共団体」の「科目」は、歳入にあつては、款、項、目、節を、歳出にあつては、款、項、目をそれぞれ記入すること。
3. 「予算現額」は、歳入にあつては、当初予算額、補正予算額等の区分を、歳出にあつては、当初予算額、補正予算額、予備費支出額、流用増減額等の区分を明らかにして記載すること。
4. 「備考」は、参考となるべき事項を適宜記載すること。

番 号
平成 年 月 日

厚生労働大臣 殿

市 町 村 等 の 長 (印)

平成 年度 医療施設運営費等補助金の交付申請について

標記について、次のとおり関係書類を添えて申請する。

1. 国庫補助申請額 金 円
2. 平成 年度医療施設運営費等補助金所要額調書 (別紙 1)
3. 事業計画及び所要額明細書
 - (1) 国立病院等再編成医療施設運営費 (別紙 2)
 - (2) 感染症指定医療機関運営事業 (別紙 3)
4. 添付書類
 - (1) 当該事業に係る歳入歳出予算(見込)書の抄本(当該補助事業の支出予定額を備考欄等に記入すること。)
 - (2) 委託契約書の写(委託運営している場合)
 - (3) その他参考となる資料

平成 年度 医療施設運営費等補助金所要額調書

補助事業者名

区 分	総事業費 (A)	診療収入額 及び寄付金 その他の収 入額 (B)	差 引 事業 費 (A) - (B) = (C)	対象経費 の支出予 定額 (D)	基準額 (E)	選定額 (F)	診 療 収入額 (G)	差 引 不足額 (F) - (G) = (H)	国庫補助 基本額 (I)	国庫補助 所要額 (J)
直接補助事業	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
医療施設運営費等補助金										
国立病院等再編成医療施設運営費										
感染症指定医療機関運営事業										
計										

1. 国立病院等再編成医療施設運営費申請額計算書

補助事業者名

区分	補助対象額 A 円	基準額 B 円	基本額 C 円	国庫補助所要額 D 円
〇 〇 病 院				
×				
×				
×				
合 計				

1 A 欄には 2. の補助対象額算出表の E (補助対象額) を記入すること。

2 C 欄には、A 欄の金額と B 欄の金額とを比較して少ない方の額を記入すること。

3 D 欄は、次により記入すること。

(1) 交付要綱 4 (4) ①. 及び③. アに掲げる事業 ----- C 欄の金額の額に 2 分の 1 (特例地域にあっては 10 分の 5. 5) を乗じて得た額を記入すること。

(2) 交付要綱 4 (4) ②. 及び③. イに掲げる事業 ----- C 欄の金額の額に 3 分の 1 (特例地域にあっては 10 分の 5. 5) を乗じて得た額を記入すること。

2. 国立病院等再編成医療施設運営費補助対象額算出表

病 院 名	
区 分	金 額
	円
A 収 益 (Ⅰ＋Ⅲ)	
B 費 用 (Ⅱ＋Ⅳ)	
C 経常利益又は経常損失 (A－B)	
D 一般会計からの繰入 (再掲)	
E 補助対象額 (C－D)	

(注) 本表は、3. 「損益計算書」から作成するものとし、Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ及びⅣは「区分」欄の記号である。

3. 国立病院等再編成医療施設運営費損益計算書
(平成 年 月 日～平成 年 月 日)

病 院 名 ()

区 分	金 額
I 医 業 収 益	円
1 入 院 収 入	
2 室 料 差 額 収 入	
3 外 来 収 入	
4 公 衆 衛 生 活 動 収 入	
5 医 療 相 談 収 入	
6 受 託 検 査 施 設 利 用 収 入	
7 そ の 他 医 療 収 入	
8 保 険 等 調 整 増 減	
医 業 収 益 合 計	
II 医 業 費 用	
1 給 与 費	
2 材 料 費	
イ 薬 品 費	
ロ 診 療 材 料 費	
ハ 給 食 材 料 費	
ニ 医 療 消 耗 備 品 費	
3 経 費	
4 減 価 償 却 費	
5 資 産 減 耗 損	
6 研 究 研 修 費	
医 業 費 用 合 計	
医 業 利 益	
III 医 業 外 収 益	
IV 医 業 外 費 用	
1 支 払 利 息	
2 そ の 他 医 業 外 費 用	
医 業 外 費 用 合 計	
経 常 利 益	
V 特 別 利 益	
VI 特 別 損 失	
当 期 純 利 益 (損 失)	
前 期 繰 越 利 益 (損 失)	
当 期 未 処 分 利 益 (損 失)	

(注) 本表は、地方公営企業法の規定に準じて前年度の実績を記入すること。

別紙 3

平成 年度感染症指定医療機関運営事業費所要明細書

(特定感染症指定医療機関名
(特定感染症指定医療機関指定病床数

(単位：円)

(1) 支 出

区 分	総事業費	支 出 予 定 額 (A)	基 準 額 (B)	選 定 額 (A)又は(B)のいづれ か少ない方の額	摘 要 (支出予定額について算 出基礎を記載すること)
1. 需 用 品 費 消 耗 製 本 費 印 刷 熱 料 繕 費 光 燃 料 繕 費 修 繕 費	円	円	円	円	
2. 役 務 費 通 信 運 搬 費 手 続 数 料					
3. 委 託 料 ○ ○					
4. 使用料及び賃借料 ○ ○					
5. 材 料 費 ○ ○					
6. 備 品 購 入 費 ○ ○					購入予定品目を 添付すること。
合 計					

(2) 収 入

(単位：円)

区 分	収入見込額	摘 要 (算定基礎を記入すること)
診療収入 (感染症患者)	円	
診療収入 (空床利用)	円	
寄付金その他の収入	円	
計		

第3号様式

番 号
平成 年 月 日

厚生労働大臣 殿

財団法人日本中毒情報センター理事長 (印)

平成 年度 中毒情報基盤整備事業費補助金の交付申請について

標記について、次のとおり関係書類を添えて申請する。

1. 国庫補助申請額 金 円
2. 中毒情報センター情報基盤整備事業経費所要額調書 (別紙1)
3. 中毒情報センター情報基盤整備事業計画書及び所要額明細書 (別紙2)
4. 添付書類
 - (1) 当該事業に係る歳入歳出予算 (見込) 書の抄本
 - (2) その他参考となる資料

中毒情報センター情報基盤整備事業経費所要額調査書

	総事業費 (A)	寄付金その他の収入額 (B)	差引事業費 (C=A-B)	対象経費の 支出予定額 (D)	基準額 (E)	選定額 (F)	国庫補助 所要額 (G)
中毒情報センター 情報基盤整備事業	円	円	円	円	円	円	円

(記入要領)

- (1) 「総事業費」欄には、当該事業に係る部分について記入すること。
- (2) 「選定額」欄には、「対象経費の支出予定額」と「基準額」とを比較して少ない方の額を記入すること。

別紙2

1. 中毒情報センター情報基盤整備事業計画書

区 分		実 施 計 画 件 数	備 考
基 礎 資 料 作 成	家庭用化学用品		
	医 薬 品		
	農 薬		
	自 然 毒		
	工 業 用 薬 品		
	そ の 他 計		
デ ー タ 入 力	家庭用化学用品		
	医 薬 品		
	農 薬		
	自 然 毒		
	工 業 用 薬 品		
	そ の 他 計		
合 計			

(注) 当該年度の実施計画件数（予定）を記入すること。

2. 中毒情報センター情報基盤整備事業所要額明細書

区 分	総事業費	対象経費の 支出予定額	算 出 内 訳
1. 賃 金	円	円	
2. 報 償 費			
3. 旅 費			
4. 需 用 費			
消耗品費			
印刷製本費			
光熱水費			
燃料費			
その他			
5. 役 務 費 (通信運搬費)			
6. 委 託 費			
7. 使用料及び賃借料			
8. 備 品 購 入 費			
計			

- (注) 1. 「総事業費」欄は、当該事業に係る年間予定額を記入すること。
2. 「対象経費の支出予定額」欄は、年間予定額を記入すること。

第4号の1様式

番 号
平成 年 月 日

厚生労働大臣 殿

社団法人地域医療振興協会理事長 (印)

平成 年度 医療施設運営費等補助金の交付申請について

標記について、次のとおり関係書類を添えて申請する。

1. 国庫補助申請額 金 円
2. へき地保健医療情報システム事業経費所要額調書 (別紙1)
3. へき地保健医療情報システム事業計画書及び所要額明細書 (別紙2)
4. 添付書類
 - (1) 当該事業に係る歳入歳出予算(見込)書の抄本
 - (2) その他参考となる資料

へき地保健医療情報システム事業経費所要額調査書

	総事業費 (A)	寄付金その他の収入額 (B)	差引事業費 (C=A-B)	対象経費の 支出予定額 (D)	基準額 (E)	選定額 (F)	国庫補助 所要額 (G)
へき地保健医療 情報システム事業	円	円	円	円	円	円	円

(記入要領)

- (1) 「総事業費」欄には、当該事業に係る部分について記入すること。
- (2) 「選定額」欄には、「対象経費の支出予定額」と「基準額」とを比較して少ない方の額を記入すること。

別紙 2

へき地保健医療情報システム事業計画書及び所要額明細書

1. 事業計画書

(1) システム開発

ア. 期 間 平成 年 月 ～ 平成 年 月

イ. 内 容

コンテンツ名	内 容

(2) システム運用開始予定年月 平成 年 月

2. 所要額明細書

区 分	総事業費	対象経費の 支出予定額	算 出 内 訳
1. 給 料 2. 職 員 手 当 等 3. 法 定 福 利 費 等 4. 賃 金 5. 報 償 費 6. 役 務 費 (通信運搬費) 7. 使用料及び賃借料 8. 委 託 料	円	円	
計			

- (注) 1. 「総事業費」欄は、当該事業に係る年間予定額を記入すること。
 2. 「対象経費の支出予定額」欄は、年間予定額を記入すること。
 3. 委託により実施する場合には、契約予定金額の算出基礎となる資料を添付すること。

第4号の2様式

番 号
年 月 日

厚生労働大臣（氏 名）殿

社団法人地域医療振興協会理事長

印

平成 年度 医療施設運営費等補助金の交付申請について

標記について、次のとおり関係書類を添えて申請する。

1. 国庫補助申請額 金 円
2. へき地等勤務希望医師の再就業支援研修事業経費所要額調書（別紙1）
3. へき地等勤務希望医師の再就業支援研修事業計画書（別紙2）
4. 添付書類
 - （1）当該事業に係る歳入歳出予算（見込）書の抄本
 - （2）その他参考となる資料

別紙1

へき地等勤務希望医師の再就業支援研修事業所要額調書

1 へき地等勤務希望医師の再就業支援研修事業所要額

総事業費 A	寄付金その他の収入額 B	差引事業額 (A-B) C	対象経費の支出予定額 D	基準額 E	選定額 D、Eのいずれか少ない方の額 F	国庫補助所要額 C、Fのいずれか少ない方の額 G
円	円	円	円	円	円	円

2 対象経費の支出予定額明細書

区 分	支 出 予 定 額	算 出 内 訳
	円	
1 報償費（謝金）		
2 旅 費		
3 需 用 費		
消耗品費		
印刷製本費		
図書購入費		
4 役務費（通信運搬費）		
合 計		

別紙2

へき地等勤務希望医師の再就業支援研修事業計画書

受 定 講 者	予 数	研修予定期間	研修予定内容	研修予定場所	備 考
	名	日間 30	内科研修	東京北社会保険病院	
	5	91	へき地研修	長崎県離島医療圏組合〇〇病院	
計	名				

第5号の1様式

番 号
平成 年 月 日

厚生労働大臣 殿

財団法人日本医療機能評価機構理事長 (印)

平成 年度 第三者病院機能評価支援事業費補助金の交付申請について

標記について、次のとおり関係書類を添えて申請する。

1. 国庫補助申請額 金 円
2. 国庫補助金所要額調書 (別紙1)
3. 対象経費支出予定額明細書 (別紙2)
4. 事業計画書 (別紙3)
5. 収入支出予算書抄本
6. その他参考となる資料

別紙1

国庫補助金所要額調書

区 分	総事業費 A	寄 付 金 その他の 収 入 額 B	差 引 事 業 費 A－B C	対象経費 の 支 出 予 定 額 D	基 準 額 E	選 定 額 DとEとを比較し て少ない方の額 F	国庫補助 基 本 額 CとFとを比較し て少ない方の額 G	国庫補助 所 要 額 H
病院機能評価新領域評 価調査者(サ－ペ－イ－)養成 事業	円	円	円	円	円	円	円	円
基礎的・制度的病院機 能評価研究事業								
合 計								

別紙2

対象経費支出予定額明細書

区 分	対 象 経 費 支 出 予 定 額			備 考
	員 数	単 価	金 額	
病院機能評価新領域評価調査者(サ-ヘ-イ-ヤ-)養成事業 賃諸謝金 旅会費 会費 賃借料 印刷製本費 通信運搬費 雑務費		円		
基礎的・制度的病院機能評価研究事業 賃諸謝金 旅会費 会費 賃借料 印刷製本費 通信運搬費 雑務費		円		
合 計				

事業計画書

病院機能評価新領域評価調査者（サーベイヤ）養成事業

区 分	事 業 内 容	実 施 方 法	実 施 期 間	そ の 他
評価調査者（サーベイヤ）養成事業				

基礎的・制度的病院機能評価研究事業

区 分	事 業 内 容	実 施 方 法	実 施 期 間	そ の 他
病院機能評価研究事業				

第5号の2様式

番 号
平成 年 月 日

厚生労働大臣 殿

財団法人日本医療機能評価機構理事長 (印)

平成 年度 医療施設運営費等補助金の交付申請について

標記について、次のとおり関係書類を添えて申請する。

1. 国庫補助申請額 金 円
2. 国庫補助金所要額調書 (別紙1)
3. 対象経費支出予定額明細書 (別紙2)
4. 事業計画書 (別紙3)
5. 収入支出予算書抄本
6. その他参考となる資料

別紙 1

国庫補助金所要額調書

区 分	総事業費 A	寄付金 その他の 収入額 B	差 引 事業費 A-B C	対象経費 の支出 予定額 D	基 準 額 E	選 定 額 DとEとを比較し て少ない方の額 F	国庫補助 基本額 CとFとを比較し て少ない方の額 G	国庫補助 所要額 H
医療事故情報収集 等事業	円	円	円	円	円	円	円	円
合 計								

別紙 2

対象経費支出予定額明細書

区 分	対 象 経 費 支 出 予 定 額			備 考
	員 数	単 価	金 額	
医療事故情報収集等事業 給 与 費 賃 金 諸 謝 金 旅 品 費 備 品 費 消 耗 品 費 印 刷 製 本 費 通 信 運 搬 水 料 光 熱 借 賃 料 賃 役 議 費 会 務 費 雑 費		円		
合 計				

医療事故情報収集等事業

区 分	事 業 内 容	実 施 方 法	実 施 期 間	そ の 他
医療事故情報収集等事業				

第6号様式

番 号
平成 年 月 日

厚生労働大臣 殿

財団法人日本救急医療財団理事長 (印)

平成 年度 医療施設運営費等補助金の交付申請について

標記について、次のとおり関係書類を添えて申請する。

1. 国庫補助申請額 金 円
2. 国庫補助金所要額調書 (別紙1)
3. 対象経費支出予定額明細書 (別紙2)
4. 事業計画書 (別紙3)
5. 収入支出予算書抄本
6. その他参考となる資料

別紙1

国庫補助金所要額調書

区 分	総事業費 A	寄付金 その他の 収入額 B	差 引 事業費 A-B C	対象経費 の支出 予定額 D	基 準 額 E	選 定 額 DとEと孰較し て少ない方の額 F	国庫補助 所要額 G
非医療従事者に対する自動体外式除細動器（AED）普及啓発事業	円	円	円	円	円	円	円
合 計							

別紙2

対象経費支出予定額明細書

区 分	対 象 経 費 支 出 予 定 額			備 考
	員 数	単 価	金 額	
非医療従事者に対する自動体外式除細動器（AED）普及啓発事業 賃 金 報 償 費 旅 費 需 用 費 消 耗 品 費 印 刷 製 本 費 役 務 費 委 託 費 使用料及び賃借料		円		
合 計				

事業計画書

非医療従事者に対する自動体外式除細動器（AED）普及啓発事業

区 分	事 業 内 容	実 施 方 法	実 施 期 間	そ の 他
非医療従事者に対する自動体外式除細動器（AED）普及啓発事業				

第7号様式

番 号
平成 年 月 日

厚生労働大臣 殿

社団法人 日本内科学会理事長 (印)

平成 年度 医療施設運営費等補助金の交付申請について

標記について、次のとおり関係書類を添えて申請する。

1. 国庫補助申請額 金 円
2. 国庫補助金所要額調書 (別紙1)
3. 対象経費支出予定額明細書 (別紙2)
4. 事業計画書 (別紙3)
5. 収入支出予算書抄本
6. その他参考となる資料

別紙1

国庫補助金所要額調書

区 分	総事業費 A	寄 付 金 その他の 収 入 額 B	差 引 事 業 費 A-B C	対象経費 の 支 出 予 定 額 D	基 準 額 E	選 定 額 DとEとを比較し て少ない方の額 F	国庫補助 所 要 額 G
診療行為に関連した死亡の調査分析モデル事業	円	円	円	円	円	円	円
合 計							

別紙2

対象経費支出予定額明細書

区 分	対 象 経 費 支 出 予 定 額			備 考
	員 数	単 価	金 額	
診療行為に関連した死亡の調査分析モデル事業 給 与 費 賃 金 諸 謝 金 旅 費 解 剖 及 び 文 書 料 備 耗 品 費 消 刷 製 品 費 通 信 運 搬 費 使 用 料 及 び 賃 借 料 会 費 雑 役 務 費		円		
合 計				

(注) 委託費がある場合は、その算定基礎となる資料を添付すること。

事業計画書

診療行為に関連した死亡の調査分析モデル事業

区 分	事業内容	実施方法	実施期間	その他
1. 中央事務局 2. モデル地域 (地域ごとに記載すること)				

番 号
平成 年 月 日

厚 生 労 働 大 臣 殿

都 道 府 県 知 事 (印)

平成 年度 医療施設運営費等補助金の交付申請について

標記について、次のとおり関係書類を添えて申請する。

1. 国庫補助申請額 金 円
2. 平成 年度医療施設運営費等補助金所要額総括表 (別紙 1)
3. 所要額調書、事業計画書及び所要額明細書
 - (1) へき地保健医療対策費補助金所要額調書 (別紙 2)
 - ① へき地医療支援機構運営事業 (別紙 3)
 - ② へき地医療拠点病院運営事業 (別紙 4)
 - ③ へき地診療所運営事業 (別紙 5)
 - ④ へき地巡回診療車(船)運営事業 (別紙 6)
 - ⑤ 沖縄へき地歯科診療班運営事業 (別紙 7)
 - ⑥ 離島歯科診療班派遣事業 (別紙 8)
 - ⑦ へき地保健指導所運営事業 (別紙 9)
 - (2) 国立病院等再編成医療施設運営費補助金所要額調書 (別紙 10)

(3) 医療施設耐震化促進事業費補助金所要額調書 (別紙11)

(4) 感染症指定医療機関運営事業費補助金所要額調書 (別紙12)

4. 添付書類

- (1) 当該事業に係る歳入歳出予算（見込）書の抄本（当該補助事業の支出予定額を備考欄等に記入すること）
- (2) へき地巡回診療の実施要領
- (3) 委託契約書の写（委託運営している場合）
- (4) その他参考となる資料

平成 年度 医療施設運営費等補助金所要額総括表

(都道府県名)

区		分	総事業費	国庫補助基本額	国庫補助所要額	備考	
医療施設運営費等補助金	直接補助事業	～き地保健医療対策費	円		円		
		～き地医療支援機構運営事業					
		～き地医療拠点病院運営事業					
		～き地診療所運営事業					
		～き地巡回診療車(船)運営事業					
		沖縄～き地歯科診療班運営事業					
		離島歯科診療班派遣事業					
	間接補助事業	～き地保健指導所運営事業					
		国立病院等再編成医療施設運営費					
		感染症指定医療機関運営事業					
		計					
		～き地保健医療対策費					
		～き地医療拠点病院運営事業					
		～き地診療所運営事業					
		～き地巡回診療車(船)運営事業					
～き地保健指導所運営事業							
医療施設耐震化促進事業							
感染症指定医療機関運営事業							
計							
小計							

(1) へき地保健医療対策費補助金所要額調書

区 分		総事業費 (A)	診療収入 額及び寄 付金その 他の収入 額 (B)	差 事 業 費 (A)-(B) =(C)	対象経費の 支出予定額 (D)	基準額 (E)	選定額 (F)	診 療 収入額 (G)	差 引 不足額 (F)-(G) =(H)	都道府県 補 助 額 (I)	国庫補助 基 本 額 (J)	国 庫 補 助 基 本 所 要 額 (J×調率) (K)	国庫補助 所 要 額 (L)	
														円
医療施設	直 接 補 助 事 業	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	へき地医療支援機構													
	へき地医療拠点病院													
	へき地診療所													
	へき地巡回診療車(船)													
	沖縄へき地歯科診療班													
	離島歯科診療班													
	へき地保健指導所													
	計													
運営費等補助金	間 接 補 助 事 業													
	へき地医療拠点病院													
	〇〇 病 院													
	〇〇 病 院													
	小 計													
	へき地診療所													
	〇〇 町													
	〇〇 村													
	小 計													
	へき地巡回診療車(船)													
補助金	〇〇 病 院													
	へき地保健指導所													
	〇〇 町													
	〇〇 村													
	小 計													
合 計														

(記入上の注意)

1. 「区分」欄には、該当する項目のみ記入すること。

2. へき地医療拠点病院の「診療収入額及び寄付金その他の収入額」欄については、巡回診療による診療収入額（診療報酬を徴収しない場合は診療収入相当額とする。）を計上し、へき地診療所への医師派遣による診療収入額は、当該へき地診療所の収入として処理すること。
ただし、へき地診療所への医師派遣に必要な経費は、当該へき地診療所から徴収し計上すること。

3. 「選定額」欄は、所要額明細書（個別表）によって施設ごとに選定された額を記入すること。

4. 「国庫補助基本額」欄は、次により記入すること。

(1) へき地医療拠点病院
ア. 直接補助……「選定額」と「差引事業費」とを比較して少ない方の額。
イ. 間接補助……「選定額」と「差引事業費」と「都道府県補助額」とを比較してもつとも少ない額。

(2) へき地診療所
直接補助、間接補助……「差引事業費」と「差引不足額」とを比較して少ない方の額。

(3) へき地巡回診療車（船）
ア. 直接補助……「差引事業費」と「差引不足額」とを比較して少ない方の額。
イ. 間接補助

(ア) 交付要綱中3. (1)の①のエの(ウ)の場合
「差引不足額」と「差引不足額」とを比較して少ない方の額。

(イ) 交付要綱中3. (1)の①のエの(エ)の場合
「差引事業費」と「差引不足額」と「都道府県補助額」とを比較してもつとも少ない額。
(4) 離島歯科診療班……「差引事業費」と「差引不足額」とを比較して少ない方の額。

(5) へき地医療支援機構、沖縄へき地歯科診療班
「選定額」と「差引事業費」とを比較して少ない方の額。

(6) へき地保健指導所
直接補助、間接補助……「選定額」と「差引事業費」とを比較して少ない方の額。

5. 「国庫補助基本所要額」欄は、間接補助事業の「へき地診療所、へき地巡回診療車（船）」(ただし、交付要綱3. (1)の①のエの(ウ)の場合に限る。)及びへき地保健指導所」について記入し、「国庫補助基本額」に補助率を乗じて得た額を記入すること。

6. 「国庫補助所要額」欄は、次により記入すること。

(1) へき地医療拠点病院
直接補助、間接補助……「国庫補助基本額」に補助率を乗じて得た額。

(2) へき地診療所、へき地保健指導所
ア. 直接補助……「国庫補助基本額」に補助率を乗じて得た額。
イ. 間接補助……「国庫補助基本所要額」と「都道府県補助額」とを比較して少ない方の額。

(3) へき地医療支援機構、沖縄へき地歯科診療班
「国庫補助基本額」に補助率を乗じて得た額。

(4) へき地巡回診療車（船）
ア. 直接補助……「国庫補助基本額」に補助率を乗じて得た額。
イ. 間接補助

(ア) 交付要綱中3. (1)の①のエの(ウ)の場合
「国庫補助基本所要額」と「都道府県補助額」とを比較して少ない方の額。

(イ) 交付要綱中3. (1)の①のエの(エ)の場合
「国庫補助基本額」に補助率を乗じて得た額。

1. へき地医療支援機構運営事業計画書

都道府県名

(1) へき地医療支援計画策定等会議開催計画

開催予定年月	構 成 人 員	議事内容等
【例】 第 1 回 平成〇〇年△△月	支援機構 1 人、〇〇医師会 1 人、〇〇 歯科医師会 1 名、△△町 1 人、××村 1 人・・・ 計〇〇人	〇〇年度上半期へき地医療 支援計画について
第 2 回 平成〇〇年××月	支援機構 1 人、・・・・・・・・	〇〇年度下半期へき地医療 支援計画について
第 3 回 平成〇〇年××月	支援機構 1 人、・・・・・・・・	へき地医療拠点病院の活動 評価について
第 4 回 平成〇〇年××月	支援機構 1 人、・・・・・・・・	へき地医療拠点病院への研 究費の配分方法について

(2) 添付資料

- ア. へき地医療支援機構設置要綱
- イ. 委員名簿
- ウ. へき地医療支援計画書
- エ. へき地医療拠点病院の活動評価方針
- オ. へき地医療拠点病院への研究費配分規程
- カ. へき地医療従事者に対する研修プログラム

2. へき地医療支援機構運営費所要額明細書

都道府県名

区 分	支出予定額 (A)	基準額 (B)	選 定 額 (A)又は(B)のいずれか 少ない方の額	摘 要 (支出予定額について算出基礎 を記載すること)
(担当官経費) 1. 報 酬 2. 給 料 3. 職 員 手 当 等 4. 共 済 費 5. 賃 金 小 計	円	円	円	
(代診等担当医師経費) 6. 報 酬 7. 給 料 8. 職 員 手 当 等 9. 共 済 費 10. 賃 金 11. 報 償 費 小 計				
(運 営 経 費) 12. 賃 金 13. 報 償 費 14. 旅 費 15. 需 用 費 16. 役 務 費 17. 委 託 料 18. 使用料及び賃借料 19. 負担金、補助及び交付金 小 計 合 計				会議出席旅費 00人×00円=000円 消 耗 品 費 円 印 刷 製 本 費 円 会 議 費 ○ ○ ○ 計 通 信 運 搬 費

(注)

- 支出予定額欄の「給料」「職員手当等」及び「共済費」は、次の方法で記入すること。
 - 担当官のうち専任の場合
給料、職員手当等、共済費の額
 - 担当官のうち兼任の場合、及び代診等担当医師
給料、職員手当等、共済費を日割計算し、その額に従事日数を乗じて得た額。
- 委託契約により実施する場合は、契約予定金額の算出基礎となる資料を添付すること。

3. へき地勤務医師等派遣計画書

(都道府県名)

(1) 都道府県への市町村からの医師等派遣要望状況

市 町 村 名	へき地診療所名 過疎地域等特定診療所名 又は特例措置許可病院名	職 種

(2) へき地医療拠点病院等への市町村からの医師等派遣要望状況

へき地医療拠点病院等名	市 町 村 名	へき地診療所名 過疎地域等特定診療所名 又は特例措置許可病院名	職 種

(3) へき地勤務医師等確保協議会開催計画

開催 回数	構 成 人 員					計
	医科大学	医療機関	医 師 会 歯科医師会	市町村職員	都道府県職員	
	〇〇医科大学 〇〇大学 医学部	〇〇病院		〇 〇 市 〇 〇 村		

(4) へき地勤務医師等派遣計画

派遣先医療機関	区 分	派 遣 期 間	事業協力病院	職 種
〇〇〇診療所	へき地診療所		〇〇〇大学	医 師
〇〇〇診療所	過疎地域等特定 診療所		〇〇〇病院	歯科医師

4. へき地勤務医師等確保協議会経費所要額明細書（個別表）

（都道府県名）

区 分	支出予定額 (A)	基 準 額 (B)	選 定 額 (A)又は(B)のい れか少ない方の額	摘 要 (支出予定額について 算出基礎を記載すること)
(協議会経費) 1. 賃 金 2. 旅 費 3. 報 償 費 4. 需 用 費 5. 役 務 費 6. 委 託 料 小 計				消耗品費 印刷製本費 会 議 費 〇〇〇費 計 通信運搬費 〇〇〇費 計
(事業協力経費) 7. 報 償 費 8. 委 託 料 9. 負担金、補助及び交付金 小 計				
(代替医師等雇上経費) 10. 報 酬 11. 賃 金 12. 報 償 費 13. 委 託 料 14. 負担金、補助及び交付金 小 計				
合 計				
(その他) 15. そ の 他				対象とする経費以外のものの支出予定経費を計上 すること。
総 計				

（記入上の注意）

1. 区分欄は、該当の名称がない場合は、内容を検討し、補助対象と類似しているときは、具体的に〇〇費として計上し、補助対象外の場合は「その他」の経費に記入すること。
2. 「事業協力経費」は、派遣計画に基づき医師等を派遣した事業協力病院に対する支出予定額を記入すること。
3. 「代替医師等雇上経費」は、派遣計画に基づき当該派遣医師等の身分を事業協力病院に残し、当該病院が医師等の給与を支給して医師等を派遣し、かつ、当該医師等の代替医師等を雇い上げた場合にその支出予定額を記入すること。
4. 当該事業を委託により実施する場合は、契約予定金額の算出基礎となる資料を添付すること。

5. 就 職 の 紹 介 等 実 施 内 容

(都道府県名)

(1) 事業実施期間

(2) 実 施 内 容

(3) 運 営 形 態

6. 振興経費所要額明細書（個別表）

（都道府県名）

区 分	支 出 予 定 額			基準額 (B)	選 定 額 (A)又は(B)のいずれか 少ない方の額	摘 要 (支出予定額について算出基礎を 記載すること。)
	員数	単価	金 額 (A)			
1. 賃 金 2. 旅 費 3. 需 用 費		円	円	円	円	消 耗 品 費 印 刷 製 本 費 会 議 費 ○ ○ ○ 計
4. 役 務 費						通 信 運 搬 費 広 告 料 計
5. 委 託 料						
小 計						
そ の 他 ○ ○ ○ ○ ○ ○						
小 計						
合 計						

(注) 委託契約により事業を実施する場合は、契約予定金額の算出基礎となる資料を添付すること。

1. へき地医療拠点病院運営事業計画書

(へき地医療拠点病院名)

(1) 無医地区及び巡回診療実施計画

無医地区等(年月日現在調査)			巡回診療実施予定回数					備考
市町村名	地区名	戸数	人口	第1・四半期	第2・四半期	第3・四半期	第4・四半期	
		戸	人	()	()	()	()	

(注) 1. 当該へき地医療拠点病院が担当する地域について「無医地区、無医地区に準じる地区」(以下「無医地区等」という。)及び「巡回診療実施予定回数」を対応させて記入すること。

2. 無医地区等の「地区名、戸数、人口」は、最近のものを記入すること。また、無医地区に準じる地区の場合は「地区名」欄に準じて記入すること。

3. 「巡回診療実施予定回数」欄は、1巡回診療チーム1日1回として当該年度の予定回数(例: 第1・四半期〇〇回)を具体的に記入し、上段()に当該巡回診療に係る実診療日数(0.5日を単位とする。)を記入すること。

なお、複数の無医地区等を1回の巡回診療で行う場合は、該当する無医地区等をまとめて一括記入すること。

4. 「備考」欄は、その地区における診療場所(例: 公民館の一室、小学校の医務室等)を具体的に記入すること。その他積雪量、冬期交通絶絶期間等参考となるべきことを記入すること。また、巡回診療実施人員を医師〇人、看護師〇人、運転手〇人と具体的に記入すること。

(2) へき地診療所等・特例措置許可病院医師等派遣計画

へき地診療所等名又は特例措置許可病院	開設者	所在地	運営状況	職種区分	派遣計画(日数)				備考
					第1・四半期	第2・四半期	第3・四半期	第4・四半期	

(3) へき地診療所等・特例措置許可病院代診医等派遣計画

へき地診療所等名又は特例措置許可病院	開設者	所在地	運営状況	職種区分	派遣計画(日数)				備考
					第1・四半期	第2・四半期	第3・四半期	第4・四半期	

(注) 1. 「運営状況」欄は、現在の状況及びへき地医療拠点病院から派遣を受ける前の状況についてそれぞれ常勤、非常勤(週〇回〇〇病院から派遣等)休診(〇〇年〇月〇日より休診)等を具体的に記入すること。

2. 「派遣計画」欄は、当該へき地診療所に対する医師等の派遣予定の延日数を職種ごとに四・半期別に記入すること。

3. 医師等派遣計画の「備考」欄は、派遣する医師等について「〇〇科 週〇回」等参考となる事項を記入すること。

4. 代診医等派遣計画の「備考」欄は、派遣を必要とする理由(見込)を記入すること。

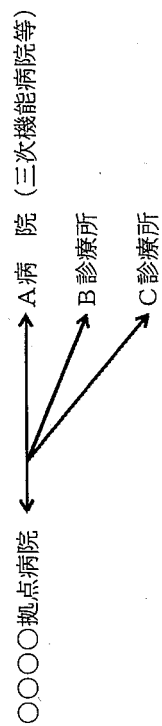
(4) 研修会実施計画

研 修 会 名	実 施 期 間	講 師 人 員	職 種 別 参 加 人 員	実 施 内 容 (具 体 的 に)
〇〇〇研修会	自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日	人	人	

(注) 「職種別」とは、医師、看護師、保健師、助産師、栄養士、薬剤師、その他に分類する。

(5) 静止画像等伝送装置導入計画
導入計画について

(記入例)



2. へき地医療拠点病院運営費所要額明細書（個別表）

開設者名

拠点病院名

(1) 支 出

区 分	支出予定額 (A)	基 準 額 (B)	選 定 額 (A)又は(B)のいずれか 少ない方の額	摘 要 支出予定額について算出基礎 を記載すること
(医療活動費)	円	円	円	
1. 報酬				
2. 給料				
医師				
看護師				
運転手				
その他				
3. 職員手当等				
医師				
看護師				
運転手				
その他				
4. 共済費				
医師				
看護師				
運転手				
その他				
5. 賃金				
6. 報償費				
7. 旅費				
8. 需用費				
				消耗品費
				燃料費
				印刷製本費
				光熱水料
				修繕料
				○ ○ ○
				計
9. 役務費				通信運搬費
				手数料
				○ ○ ○
				計
10. 委託料				
11. 使用料及び賃借料				
12. 原材料費				
13. 備品購入費				
14. 公課費				
小 計				購入予定品目書を添付すること。

(研 究 費) 15. 旅 費 小 計				
(研 修 費) 16. 講 師 謝 金 17. 旅 費 18. 需 用 費 小 計				
(医 療 費) 19. 需 用 費 20. 備 品 購 入 費 小 計				医 薬 材 料 費 医 療 用 消 耗 品 費 医 療 機 器 修 繕 料 計 購入予定品目書を添付すること
(伝 送 装 置 経 費) 21. 報 償 費 22. 需 用 費 23. 役 務 費 24. 使 用 料 及 び 賃 借 料 25. 備 品 購 入 費 26. 委 託 料 小 計				へき地医療拠点病院診療支援システムに係る予定経費を記入すること。 伝 送 装 置 の 借 料 購入予定品目書を添付すること 上記に掲げる経費のうち、へき地医療拠点病院診療支援システムに該当する予定経費を記入すること。
合 計				
(そ の 他) 27. ○ ○ ○				対象とする経費以外のものの支出予定の経費を計上すること。
総 計				

(2) 収 入

区 分	収 入 見 込 額	摘要(算出基礎を記載すること)
診 療 収 入	円	
寄 付 金 そ の 他 の 収 入		
計		

(記入上の注意)

1. 支出予定額欄の「給料」「職員手当等」及び「共済費」は、次の方法で記入すること。

(1) 専任の場合

専任者の給料、職員手当等、共済費の支出予定額

(2) 兼任の場合

兼任者の給料、職員手当等、共済費を日割計算し、その額に兼任者の医療活動従事日数(0.5日を単位とする。)を乗じて得た額。

また、兼任者が2人以上の場合は、それぞれ計算すること。

なお、兼任者の職員手当等はへき地医療活動に関するものに限ること。

2. 基準額欄は、次により記入すること。

(1) 巡回診療等従事者経費は、医師、看護師等へき地医療活動に従事した者の延日数(0.5日を単位とする。)に単価を乗じて得た額の合算額を計上すること。

(2) 巡回診療等自動車経費は、予定回数の合計数に単価を乗じて得た額を計上すること。

(3) 代診医等派遣経費は、医師、看護師等派遣予定延日数(0.5日を単位とする。)に単価を乗じて得た額の合算額を計上すること。

3. 収入は、次により記入すること。

(1) 診療収入は、巡回診療による診療収入額(診療報酬を徴収しない場合は診療収入相当額とする。)を計上し、へき地診療所への医師派遣による診療収入は計上しない。

(2) 寄付金その他の収入は、へき地診療所への医師等派遣に要する経費を当該へき地診療所から徴収し、含めて記入すること。

(都道府県名)

「運営計画」欄は、「毎週〇曜日～〇曜日」、「毎週〇曜日」等、当該診療所の診療計画について記入すること。

「診療予定日数」欄は、運営計画に基づく当該年度の診療予定延日数を記入すること。

4. 「医師の確保状況」欄は、医師確保の現状又は、予定について「常勤医師〇人」、「非常勤医師〇人（週〇日〇〇病院より）」、
医療拠点病院等からの医師派遣による場合には、「派遣先の病院名及び日数」等を簡記すること。

5. 「訪問看護予定日数」欄は、回数ではなく予定日数を計上し、診療予定日数の再掲で記入すること。

2. へき地診療所運営費所要額明細書（個別表）

(1) 支 出

(診療所名)

区 分	支 出 予 定 額			基 準 額 (B)	選 定 額 (A)又は(B)の いずれか少ない方の額	摘 要 (支出予定額について 算出基礎を記載すること)
	員数	単価	金額(A)			
(事 務 費)		円	円	円	円	
1. 報 酬						
2. 給 料						
医 師 医 務 員 他						
3. 職 員 手 当 等						
医 師 医 務 員 他						
4. 共 済 費						
医 師 医 務 員 他						
5. 賃 金						
6. 報 償						
7. 旅 費						
8. 需 用 費						消 耗 品 費 燃 料 水 費 光 熱 繕 料 修 繕 計 通 信 運 搬 費 手 数 料 計
9. 役 務 費						購入予定品目書を添付すること
10. 委 託 料						
11. 使用料及び賃借料						
12. 原 材 料 費						
13. 備 品 購 入 費						
小 計						
(研 究 費)						
14. 旅 費						
15. 需 用 費						
16. 備 品 購 入 費						
小 計						
(医 療 費)						
17. 需 用 費						医 薬 材 料 費 医 療 用 消 耗 品 費 医 療 機 器 修 繕 料 計
18. 委 託 料						
19. 備 品 購 入 費						購入予定品目書を添付すること
小 計						

(伝送装置経費)						
20. 需用費						
21. 役務費						伝送装置の借料
22. 使用料及び賃借料						購入予定品目書を添付すること
23. 備品購入費						
小計						
合計						
(その他)						対象とする経費以外のものの
24. ○ ○ ○						支出予定の経費を計上すること
総計						

(2) 収 入

区 分	収 入 見 込 額	摘 要 (算出基礎を記入すること。)
診 療 収 入	円	
寄付金その他の収入		
計		

(記入上の注意事項)

1. 区分欄は、該当の名称がない場合は、内容を検討し、補助対象と類似しているときは、具体的に○○費として計上し、対象とする経費以外のときは、「その他」の経費に計上し、内訳は摘要欄に記入すること。
2. 「支出予定額」は、当該年度分の支出予定額を計上し、その算出基礎を具体的に明らかにすること。
3. へき地医療拠点病院等から医師派遣を受けて運営しているへき地診療所は、当該医師派遣に要する経費を「委託料」に記入し、その契約書の写しを添付すること。

1. へき地巡回診療車（船）運営事業計画書

(補助事業者名)

巡 診 車 輜 番 号	巡回診療 実 機 関 名	実施方法	巡回診療地区				実施予定（単位・回）					備考
			市町村名	地区名	戸数	人口	第1.四 半 期	第2.四 半 期	第3.四 半 期	第4.四 半 期	計	
					戸	人	()	()	()	()	()	

(注) へき地巡回診療を行う地区及び周辺の医療機関の所在地を明示した地図を添付すること。

(記載上の注意)

(1) 「巡回診療実施機関名」は実際に巡回診療を行う機関を「保健所」、「〇〇病院」等の区分に分けて記載すること。

(2) 「実施方法」は“直接”“委託”等の区分に分けて記載すること。なお、巡回診療実施診療科も併せて記載すること。

(3) 「巡回診療地区」は、巡回診療を行う場所の地区をすべて記載すること。

(4) 「戸数」、「人口」欄は当該地区の最近のものを記載すること。

(5) 「実施予定」欄は、1巡回診療チーム1日1回として当該地区への巡回診療の予定回数を当該年度分について四半期毎に記載することとし、

上段()に当該巡回診療にかかる実診療日数(0.5日を単位とする。)を記載すること。なお、複数の無医地区を1回の巡回診療で行う場合

には、該当する無医地区をまとめ一括記入すること。

(6) 「備考」欄はその地区における診療場所例え「公民館の一室」、「小学校の医務室」、「役場の一室」等具体的な場所を記載すること。そ

の他積雪量、冬期交通途絶期間等参考となるべきことを記載すること。また、巡回診療実施要員を医師○人、看護師○人、運転手○人と具体

的に記入すること。

2. へき地巡回診療車(船)運営費所要額明細書(個別表)

(1) 支 出

(事業者名)

区 分	支 出 予 定 額			基準額 (B)	選 定 額 (A)又は(B)の いずれか少ない方の額	摘 要 (支出予定額について算出基礎を 記載すること。)
	員数	単価	金 額 (A)			
報酬等 給職員手当等 共済費 賃金 旅費 報償費 需用費 役務費 委託料		円	円	円	円	医師 看護師 事務職員 運転手 消耗品費 医薬材料費 燃料費 印刷製本費 修繕料
小 計						
そ の 他 ----- -----						
小 計						
合 計						

(注) 1. 委託契約により実施する場合は、契約予定金額の算出基礎となる資料を添付すること。

2. その他欄は補助対象以外の経費を計上すること。

(2) 収 入

区 分	収入見込額	摘 要 (算出基礎を記載すること。)
診 療 収 入	円	
寄付金その他の収入		
計		

(注) 診療収入欄には、巡回診療による診療収入額(診療報酬を徴収しない場合には、診療収入相当額とする。)を計上すること。

1. 沖縄へき地歯科診療班運営事業計画書

診療班名	診療班の構成	診 療 地 区			診療実施期間	受診者数	備考
		町村名	地区名	人口			
第 1 班	合 計 名 歯 科 医 師 名 歯 科 衛 生 士 名 設 営 技 術 者 名 そ の 他 名			人	月 日から 月 日まで 日間	人	
第 2 班	合 計 名 歯 科 医 師 名 歯 科 衛 生 士 名 設 営 技 術 者 名 そ の 他 名			人	月 日から 月 日まで 日間	人	
第 3 班	合 計 名 歯 科 医 師 名 歯 科 衛 生 士 名 設 営 技 術 者 名 そ の 他 名			人	月 日から 月 日まで 日間	人	
第 4 班	合 計 名 歯 科 医 師 名 歯 科 衛 生 士 名 設 営 技 術 者 名 そ の 他 名			人	月 日から 月 日まで 日間	人	
計	歯 科 医 師 名 歯 科 衛 生 士 名 設 営 技 術 者 名 そ の 他 名			人	日間	人	

2. 沖縄へき地歯科診療班運営費所要額明細書

区 分	支出予定額 (A)	基 準 額 (B)	選 定 額 (A)又は(B)の いずれか少ない方の額	摘 要 (支出予定額について 算出基礎を記載すること)
(事 務 費) (1) 報 酬 (2) 給 料 (3) 職員手当等 (4) 共 済 費 (5) 賃 金 (6) 旅 費 (7) 諸 謝 金 (8) 報 償 費 (9) 需 用 費 ア. 消耗品費 イ. 燃 料 費 ウ. 食 糧 費 エ. 印刷製本費 小 計	円	円	円	
(医 療 費) (1) 備品購入費 ア. 補 充 分 イ. 新規購入費 (2) 需 用 費 ア. 歯科治療用 消耗器具 イ. 歯科技工用 消耗機器 ウ. 修 繕 料 小 計				
合 計				

1. 離島歯科診療班派遣事業計画書

派遣する離島名等					診療法の構成		診療実施		(都道府県名)	
市町村名	島名	地区名	戸数	人口	最寄りの歯科診療所までの交通事情	実施方法	資格、職業等	人員	診療実施 予定年月日	備考
			戸	人				人		

- (注) 1. 「最寄りの歯科診療所までの交通事情」は、島民が歯科受診する場合に利用する交通機関、その使数及び所要時間を記入すること。
2. 「実施方法」は「直接」「委託」等の区分に分け「委託」の場合は委託先を記入すること。
3. 「診療法の構成」は、「歯科医師」「歯科衛生士」等に分けそれぞれ人数を記入すること。「役場の一室」「小学校の医務室」等具体的な場所を記入すること。
4. 「備考」欄には、その島における診療場所例えば「公民館の一室」「小学校の医務室」等具体的な場所を記入すること。

2. 離島歯科診療班派遣費所要額明細書（個別表）

(1) 支 出 (補助事業者名)

区 分	支 出 予 定 額			基 準 額 (B)	選 定 額 (A)又は(B)の いずれか少ない方の額	摘 要 (支出予定額について算出 基礎を記載すること)
	員数	単 価 円	金額(A) 円			
報酬 給料 職員手当等 賃金 旅費 報償費 需用費 委託 小 計						歯科医師 歯科技工士 歯科衛生士 事務職員 消耗品費 医薬材料費 燃料費 印刷製本費 修繕料
そ の 他 ○ ○ ○ ○ ○ ○ 小 計						
合 計						

- (注) 1. 委託契約により実施する場合は、契約予定金額の算出基礎となる資料を添付すること。
 2. 「その他」欄は、補助対象以外の経費を計上すること。

(2) 収 入

区 分	収 入 見 込 額	摘 要 (算出基礎を記載すること。)
診 療 収 入	円	
寄付金その他の収入		
計		

1. へき地保健指導所事業計画書

(補助事業者名)										
保健指導所名	無医地区名	保健指導対象		所内保健指導			所外保健指導		医療及び健診に伴う補助活動	備考
		世帯数	人員	個別	集団	集団	家庭訪問	集団		
				延人	回	延人	延人	回	延人	
計										

2. へき地保健指導所事業所要額明細書（個別表）

（へき地保健指導所名）

区 分	支出予定額 (A) 円	基 準 額 (B) 円	選 定 額 〔(A)又は(B)の いずれか少ない方の額〕 円	摘 要 〔支出予定額について算出基礎を 記載すること。〕
(給 与 費) 1. 給 料 2. 特 別 手 当 (期末勤勉手当) 3. 特 地 勤 務 手 当 (へき地手当) 4. 寒 冷 地 手 当 5. 共 済 費 6. 賃 金 小 計				
(保健指導事業費) 7. 旅 費 8. 需 用 費 9. 役 務 費 小 計				
(伝送装置経費) 10. 需 用 費 11. 役 務 費 12. 備 品 購 入 費 小 計				購入品目、金額、明細書を添付のこと。
合 計				
(そ の 他)				対象経費以外のものの支出予定の経費を計上 すること。
総 計				

1. 国立病院等再編成医療施設運営費申請額計算書

区 分	補助事業者名				
	補助対象額 A 円	基準額 B 円	基本額 C 円	国庫補助額 D 円	所要額
〇 〇 病 院					
×					
×					
×					
合 計					

1 A 欄には 2. の補助対象額算出表の E (補助対象額) を記入すること。

2 C 欄には、A 欄の金額と B 欄の金額とを比較して少ない方の額を記入すること。

3 D 欄は、次により記入すること。

(1) 交付要綱 4 (4) ①. 及び③. アに掲げる事業 ---- C 欄の金額の額に 2 分の 1 (特例地域にあつては 10 分の 5. 5) を乗じて得た額を記入すること。

(2) 交付要綱 4 (4) ②. 及び③. イに掲げる事業 ---- C 欄の金額の額に 3 分の 1 (特例地域にあつては 10 分の 5. 5) を乗じて得た額を記入すること。

2. 国立病院等再編成医療施設運営費補助対象額算出表

病 院 名	
区 分	金 額
	円
A 収 益 (Ⅰ + Ⅲ)	
B 費 用 (Ⅱ + Ⅳ)	
C 経常利益又は経常損失 (A - B)	
D 一般会計からの繰入 (再掲)	
E 補助対象額 (C - D)	

(注) 本表は、3. 「損益計算書」から作成するものとし、Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ及びⅣは「区分」欄の記号である。

3. 国立病院等再編成医療施設運営費損益計算書

(平成 年 月 日～平成 年 月 日)

病 院 名 ()

区 分	金 額
I 医 業 収 益	円
1 入 院 収 入	
2 室 料 差 額 収 入	
3 外 来 収 入	
4 公 衆 衛 生 活 動 収 入	
5 医 療 相 談 収 入	
6 受 託 検 査 施 設 利 用 収 入	
7 そ の 他 医 療 収 入	
8 保 険 等 調 整 増 減	
医 業 収 益 合 計	
II 医 業 費 用	
1 給 与 費	
2 材 料 費	
イ 薬 品 費	
ロ 診 療 材 料 費	
ハ 給 食 材 料 費	
ニ 医 療 消 耗 備 品 費	
3 経 費	
4 減 価 償 却 費	
5 資 産 減 耗 損	
6 研 究 研 修 費	
医 業 費 用 合 計	
医 業 利 益	
III 医 業 外 収 益	
IV 医 業 外 費 用	
1 支 払 利 息	
2 そ の 他 医 業 外 費 用	
医 業 外 費 用 合 計	
経 常 利 益	
V 特 別 利 益	
VI 特 別 損 失	
当 期 純 利 益 (損 失)	
前 期 繰 越 利 益 (損 失)	
当 期 未 処 分 利 益 (損 失)	

(注) 本表は、地方公営企業法の規定に準じて前年度の実績を記入すること。

医療施設耐震化促進事業費補助金所要額調書

区 分		(都道府県名)								
		総事業費 (A)	寄付金その他の 収入額 (B)	差引事業費 (C=A-B)	対象経費の 支出予定額 (D)	基 準 額 (E)	選 定 額 (D)と(E)の少ない 方の額 (F)	都道府県補 助額 (G)	国庫補助基 本額 (H)	国庫補助所 要額 (I)
間 接 補 助 事 業	医療施設耐震化促進 事業	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	〇〇病院									
	計									

(1) 「総事業費」欄には、当該事業に係る部分のみを記入すること。

(2) 「選定額」欄には、「対象経費の支出予定額」と「基準額」とを比較して少ない方の額を記入すること。

(3) 「国庫補助基本額」欄には、「選定額」と「差引事業費」とを比較して少ない方の額に3分の2を乗じて得た額と「都道府県補助額」とを比較していずれか少ない方の額を記入すること。

(4) 「国庫補助所要額」欄には、「国庫補助基本額」に2分の1を乗じて得た額を記入すること。ただし、算出にあたっては、施設ごとに1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。

1. 医療施設耐震化促進事業計画書

(都道府県名)

病 院 名	総病床数	実施期間 (予定) 年 月 日	診断対象施設 及び総面積	備 考
	床			

2. 医療施設耐震化促進事業所要額明細書

病 院 名	支出予定額	内 容
	千円	

平成 年度感染症指定医療機関運営事業費補助金所要額調書

(都道府県名・感染症指定医療機関名)

	総事業費 (A)	寄付金その 他の収入額 (B)	差 引 事 業 費 (A) - (B) = (C)	対象経費 の支出予 定額 (D)	基 準 額 (E)	選 定 額 (F)	都道府県 補 助 額 (G)	国庫補助 基 本 額 (H)	国庫補助 所 要 額 (I)
直接補助事業									
第一種感染症 指定医療機関	円	円	円	円	円	円	円	円	円
第二種感染症 指定医療機関									
小 計									
間接補助事業									
第一種感染症 指定医療機関									
第二種感染症 指定医療機関									
小 計									
合 計									

- (注) 1. F欄は、D欄と比較して少ない方の額を記入すること。
 2. 直接補助事業のH欄は、C欄とF欄を比較して少ない方の額を記入すること。
 3. 間接補助事業のH欄は、C欄とF欄を比較して少ない方の額を記入すること。
 4. I欄は、H欄に補助率を乗じて得た額(1,000円未満は切捨てる。)を記入すること。
 5. 各感染症指定医療機関ごとに別葉に作成し、都道府県単位で総括した調書を作成すること。

1. 平成 年度感染症指定医療機関運営事業計画書

(都道府県名)

		2次医療圏名	基準病床数	指定病床数	備 考
第一種 感染症 指定医療 機関	○ ○ 病 院		○ 床	○ 床	
	計				
第二種 感染症 指定医療 機関	× × 病 院	× × ×	×× 床	×× 床	
	△ △ 病 院	△ △ △	△△ 床	△△ 床	
	計				

(注) 国立の医療機関を指定している場合は備考欄に「国立」と記入すること。

都道府県立の医療機関を指定している場合は備考欄に「都道府県立」と記入すること。

独立行政法人が設置する医療機関を指定している場合は備考欄に「独」と記入すること。

2. 平成 年度感染症指定医療機関運営事業費所要額明細書

(第○種感染症指定医療機関名)
(指定病床数)

(1) 支 出

(単位：円)

区 分	総事業費	支 出 予 定 額 (A)	基 準 額 (B)	選 定 額 (A)又は(B)のいずれ か少ない方の額	摘 要 (支出予定額について算 出基礎を記載すること)
1. 需 用 品 費 消 耗 製 本 費 印 刷 熱 料 繕 費 光 燃 修 費 ○ ○ ○ ○ ○	円	円	円	円	
2. 役 務 費 通 信 運 搬 費 手 数 料 ○ ○ ○					
3. 委 託 料 ○ ○ ○					
4. 使用料及び賃借料 ○ ○ ○					
5. 材 料 費 ○ ○ ○					
6. 備 品 購 入 費 ○ ○ ○					購入予定品目を添付すること。
合 計					

(2) 収 入

(単位：円)

区 分	収入見込額	摘 要 (算定基礎を記入すること)
診療収入 (感染症患者)	円	
診療収入 (空床利用)	円	
寄付金その他の収入	円	
計		

(注) 本表は、医療機関が第一種感染症指定医療機関及び第二種感染症指定医療機関の両方の指定を受けている場合は別表とすること。

番 号
平成 年 月 日

厚生労働大臣 殿

市 町 村 等 の 長 (印)

平成 年度 医療施設運営費等補助金に係る事業実績報告について

標記について、次のとおり関係書類を添えて報告する。

1. 国庫補助精算額 金 円
2. 平成 年度医療施設運営費等補助金精算額調書 (別紙 1)
3. 事業実績報告書及び実績額明細書
 - (1) 国立病院等再編成医療施設運営費 (別紙 2)
 - (2) 感染症指定医療機関運営事業 (別紙 3)
4. 添付書類
 - (1) 当該事業に係る歳入歳出決算(見込)書の抄本(当該補助事業の決算額を備考欄等に記入すること。)
 - (2) その他参考となる資料

平成 年度医療施設運営費等補助金精算額調書

補助事業者名

区 分	総事業費 (A)	診療収入額 及び寄付金 その他の取 入額 (B)	差 引 事業費 (A)-(B) =(C)	対象経費 の支出済 額 (D)	基準額 (E)	選定額 (F)	診 療 収 入 額 (G)	差 引 不 足 額 (F)-(G) =(H)	国庫補助 基 本 額 (J)	国庫補助 所 要 額 (L)	国庫補助 交付決定 額 (M)	国庫補助 受 入 額 (N)	差引過 △不足 額 (N)-(L) =(O)
直 接 補 助 事 業	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
医療施設運営費等補助金													
国立病院等再編成医療施設運営費													
感染症指定医療機関運営事業													
計													

1. 国立病院等再編成医療施設運営費所要額精算書

区 分	補助対象額 A 円	基準額 B 円	基本額 C 円	国庫補助 所要額 D 円	国庫補助 交付決定額 E 円	国庫補助 納入受入額 F 円	差 過 △ (F-D) 円	引 不足額 (F-D) 円
〇 〇 病 院								
〇 〇 施 設								
△ △ 施 設								
× × 病 院								
× × 施 設								
合 計								

補助事業者名

1 C欄には、A欄の金額とB欄の金額とを比較して少ない方の額を記入すること。

2 D欄は、次により記入すること。

(1) 交付要綱 4 (4) ①. に掲げる事業 ----- C欄の金額の額に2分の1 (特例地域にあつては10分の5. 5) を乗じて得た額を記入すること。

(2) 交付要綱 4 (4) ②. に掲げる事業 ----- C欄の金額の額に3分の1 (特例地域にあつては10分の5. 5) を乗じて得た額を記入すること。

2. 国立病院等再編成医療施設運営費所要額精算書

病 院 名		
勘 定 科 目	実 支 出 額 円	左のうち交付された 補助金（再掲） 円
1 給 与 費		
常勤職員給与費		
非常勤職員給与費		
退職給与金		
法定福利費		
2 材 料 費		
薬 品 費		
診療材料費		
給食材料費		
医療消耗備品費		
3 経 費		
福利厚生費		
旅費交通費		
職員衣服費		
通信運搬費		
消耗品費		
会議費		
光熱水料		
燃料費		
委託費		
修繕費		
賃借料		
その他の経費		
4 研究研修費		
合 計		

（注）当該年度の実支出額を記入すること。

別紙 3

1. 平成 年度 感染症指定医療機関運営事業実績額明細書

(特定感染症指定医療機関名

(特定感染症指定医療機関指定病床数

(1) 支 出

(単位：円)

区 分	総事業費	支 出 額 (A)	基準額 (B)	選 定 額 (A)又は(B)のいずれ か少ない方の額	摘 要 (支出済額について内訳 を記載すること)
1. 需 用 費 消 耗 品 費 印 刷 製 本 費 光 熱 料 水 費 燃 修 繕 費 ○ ○ ○	円	円	円	円	
2. 役 務 費 通 信 運 搬 費 手 数 料 ○ ○					
3. 委 託 料 ○ ○					
4. 使用料及び賃借料 ○ ○					
5. 材 料 費 ○ ○					
6. 備 品 購 入 費 ○ ○					購入品目、金額、明細書 を添付すること。
合 計					

(2) 収 入

(単位：円)

区 分	収 入 額	摘 要
診療収入(感染症患者)	円	
診療収入(空床利用)	円	
寄付金その他の収入	円	
合 計	円	

(注) 診療収入の摘要欄には、徴収決定額、収納率、診療日数、年間診療点数を記入
すること。

第 1 0 号様式

番 号
平成 年 月 日

厚生労働大臣 殿

財団法人日本中毒情報センター理事長 (印)

平成 年度 中毒情報基盤整備事業費補助金に係る
事業実績報告について

標記について、次のとおり関係書類を添えて報告する。

1. 国庫補助精算額 金 円
2. 中毒情報センター情報基盤整備事業経費精算額調書 (別紙 1)
3. 中毒情報センター情報基盤整備事業実績報告書及び実績額明細書
(別紙 2)
4. 添付書類
 - (1) 当該事業に係る歳入歳出決算(見込)書の抄本
 - (2) その他参考となる資料

中毒情報センター情報基盤整備事業経費精算額調書

	総事業費 (A)	寄付金その 他の収入額 (B)	差引事業費 (C=A-B)	対象経費の 実支出額 (D)	基準額 (E)	選定額 (F)	国庫補助 所要額 (G)	国庫補助 交付決定額 (H)	国庫補助 受入額 (I)	差引増 △減額 (J=I-G)
中毒情報セン ター情報基盤 整備事業	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円

(記入要領)

- (1) 「総事業費」欄には、当該事業にかかる部分について記入すること。
- (2) 「選定額」欄には、「対象経費の実支出額」と「基準額」とを比較して少ない方の額を記入すること。

別紙 2

1. 中毒情報センター情報基盤整備事業実績報告書

区 分		実 施 件 数	備 考
基 礎 資 料 作 成	家庭用化学用品		
	医 薬 品		
	農 薬		
	自 然 毒		
	工 業 用 薬 品		
	そ の 他 計		
デ ー タ 入 力	家庭用化学用品		
	医 薬 品		
	農 薬		
	自 然 毒		
	工 業 用 薬 品		
	そ の 他 計		
合 計			

(注) 年間実施件数（実績）を記入すること。

2. 中毒情報センター情報基盤整備事業実績額明細書

区 分	総事業費	対象経費の 実支出額	算 出 内 訳
1. 賃 金	円	円	
2. 報 償 費			
3. 旅 費			
4. 需 用 費			
消 耗 品 費			
印 刷 製 本 費			
光 熱 水 費			
燃 料 費			
そ の 他			
5. 役 務 費 (通信運搬費)			
6. 委 託 費			
7. 使用料及び賃借料			
8. 備 品 購 入 費			
計			

- (注) 1. 「総事業費」欄は、当該事業に係る年間実績額を記入すること。
2. 「対象経費の実支出額」欄は、年間実績額を記入すること。

番 号
平成 年 月 日

厚生労働大臣 殿

社団法人地域医療振興協会理事長 (印)

平成 年度 医療施設運営費等補助金に係る事業実績報告について

標記について、次のとおり関係書類を添えて報告する。

1. 国庫補助精算額 金 円
2. へき地保健医療情報システム事業経費精算額調書 (別紙 1)
3. へき地保健医療情報システム事業実績報告書及び実績額明細書 (別紙 2)
4. 添付書類
 - (1) 当該事業に係る歳入歳出決算 (見込) 書の抄本
 - (2) その他参考となる資料

へき地保健医療情報システム事業経費精算額調書

	総事業費 (A)	寄付金その 他の収入額 (B)	差引事業費 (C=A-B)	対象経費の 実支出額 (D)	基準額 (E)	選定額 (F)	国庫補助 所要額 (G)	国庫補助 交付決定額 (H)	国庫補助 受入額 (I)	差引過 △不足額 (J=I-G)
へき地 保健医療 情報シス テム事業	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円

(記入要領)

(1) 「総事業費」欄には、当該事業にかかる部分について記入すること。

(2) 「選定額」欄には、「対象経費の実支出額」と「基準額」とを比較して少ない方の額を記入すること。

別紙 2

へき地保健医療情報システム事業実績報告書及び実績額明細書

1. 実績報告書

(1) システム開発

ア. 期 間 平成 年 月 ～ 平成 年 月

イ. 内 容

コンテンツ名	内 容

(2) システム運用 開始年月 平成 年 月

コンテンツ名	利 用 実 績

2. 精算額明細書

区 分	総 事 業 費	対象経費の 支 出 済 額	算 出 内 訳
1. 給 料 2. 職 員 手 当 等 3. 法 定 福 利 費 等 4. 賃 金 5. 報 償 費 6. 役 務 費 (通 信 運 搬 費) 7. 使 用 料 及 び 賃 借 料 8. 委 託 料	円	円	
計			

(注) 1. 「総事業費」欄は、当該事業に係る年間実績額を記入すること。

2. 「対象経費の支出済額」欄は、年間実績額を記入すること。

3. 委託により実施した場合には、契約書の写及び契約金額の算出基礎となる資料を添付すること。

第11号の2様式

番 号
年 月 日

厚生労働大臣（氏 名）殿

社団法人地域医療振興協会理事長

印

平成 年度 医療施設運営費等補助金に係る事業実績報告について

標記について、次のとおり関係書類を添えて報告する。

1. 国庫補助精算額 金 円
2. へき地等勤務希望医師の再就業支援研修事業所要額精算書（別紙1）
3. へき地等勤務希望医師の再就業支援研修事業実績報告書（別紙2）
4. 添付書類
 - （1）当該事業に係る歳入歳出予算（見込）書の抄本
 - （2）その他参考となる資料

別紙 1

へき地等勤務希望医師の再就業支援研修事業所要額精算書

1 へき地等勤務希望医師の再就業支援研修事業精算額

区 分	総事業費 A	寄付金 その他 の収入額 B	差 引 額 (A-B) C	対象経費 の支出 済 額 D	基 準 額 E	選 定 額 D、Eの いずれか 少ない方 の額 F	国庫補助所 要額C、F のいずれか 少ない方 の額 G	国庫補助 交 付 決 定 額 H	補 助 金 受 入 額 I	差引過△不足額 IからG、H のいずれか少 ない額を差し 引いた額 J
へき地等勤務 希望医師の再 就業支援研修 事業	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
計										

2 対象経費の支出済額算出内訳

区 分	支 出 済 額 円	支 出 内 訳
1 報償費（謝金）		
2 旅 費		
3 需 用 費		
消費 品 費		
印 刷 製 本 費		
図 書 購 入 費		
4 役務費（通信運搬費）		
合 計		

へき地等勤務希望医師の再就業支援研修事業実績報告書

番号	研修受講者 名	年齢	研修施設名	研修受講前の 役職名	研修 期	研修 間	研修内容	研修 場	研 修 所	再 就 職 日	再 就 職 先	備 考
(記入例) 1	厚生太郎	40	国立〇〇病院	外科医長	自平成〇年4月1日 至平成〇年4月30日	30日間	内科研修	東京北社会保険病院				
					自平成〇年5月1日 至平成〇年7月30日	91日間	へき地研修	長崎県離島医療圏組合〇〇病院				
										平成〇年8月1日	長崎県離島医療圏組合〇〇病院	
	計											

第12号の1様式

番 号
平成 年 月 日

厚生労働大臣 殿

財団法人日本医療機能評価機構理事長 (印)

平成 年度 第三者病院機能評価支援事業費補助金の事業実績報告について

標記について、次のとおり関係書類を添えて報告する。

1. 国庫補助精算額 金 円
2. 国庫補助金精算書 (別紙1)
3. 対象経費支出済額明細書 (別紙2)
4. 事業実績報告書 (別紙3)
5. 収入支出決算書
6. その他参考となる資料

別紙1

国庫補助金精算書

区 分	総事業費 A	寄付金 その他の 収入額 B	差 引 事業費 A-B C	対象経費 の支出 済 額 D	基 準 額 E	選 定 額 DとEと孰れし て少ない方の額 F	国庫補助 所 要 額 CとFと孰れし て少ない方の額 G	国庫補助 交 付 決 定 額 H	国庫補助 受 入 額 I	差引過△ 不 足 額 (G-H) J
病院機能評価新領域評価調査者(サ-ペイヤ-)養成事業	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
基礎的・制度的病院機能評価研究事業										
合 計										

別紙2

対象経費支出済額明細書

区 分	対 象 経 費 支 出 済 額			備 考
	員 数	単 価	金 額	
病院機能評価新領域評価調査者(サ-ペイヤ-)養成事業 賃 諸 謝 金 旅 会 議 金 賃 借 費 印 刷 製 本 費 通 信 運 搬 費 雑 役 務 費		円		
基礎的・制度的病院機能評価研究事業 賃 諸 謝 金 旅 会 議 金 賃 借 費 印 刷 製 本 費 通 信 運 搬 費 雑 役 務 費		円		
合 計				

事業実績報告書

病院機能評価新領域評価調査者（サーベイヤ）養成事業

区 分	事 業 実 績	実 施 方 法	実 施 期 間	そ の 他
評価調査者（サーベイヤ）養成事業				

基礎的・制度的病院機能評価研究事業

区 分	事 業 実 績	実 施 方 法	実 施 期 間	そ の 他
病院機能評価研究事業				

第12号の2様式

番 号
平成 年 月 日

厚生労働大臣 殿

財団法人日本医療機能評価機構理事長 (印)

平成 年度 医療施設運営費等補助金の事業実績報告について

標記について、次のとおり関係書類を添えて報告する。

1. 国庫補助精算額 金 円
2. 国庫補助金精算書 (別紙1)
3. 対象経費支出済額明細書 (別紙2)
4. 事業実績報告書 (別紙3)
5. 収入支出決算書
6. その他参考となる資料

国庫補助金精算書

区 分	総事業費 A	寄付金 その他の 収入額 B	差 引 事 業 費 A-B C	対象経費 の 支 出 済 額 D	基 準 額 E	選 定 額 DとEとを比較し て少ない方の額 F	国庫補助 所 要 額 CとFとを比較し て少ない方の額 G	国庫補助 交 付 決 定 額 H	国庫補助 受 入 額 I	差引過△ 不 足 額 (G-H) J
医療事故情報収集 等事業	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
合 計										

対象経費支出済額明細書

区 分	対 象 経 費 支 出 済 額			備 考
	員 数	単 価	金 額	
医療事故情報収集等事業 給 与 費 賃 金 諸 謝 金 旅 費 備 品 費 消 耗 品 費 印 刷 製 本 費 通 信 運 搬 費 光 熱 水 料 賃 借 費 会 議 料 雑 務 費		円		
合 計				

事業実績報告書

医療事故情報収集等事業

区 分	事 業 実 績	実 施 方 法	実 施 期 間	そ の 他
医療事故情報収集等事業				

番 号
平成 年 月 日

厚生労働大臣 殿

財団法人日本救急医療財団理事長 (印)

平成 年度 医療施設運営費等補助金の事業実績報告について

標記について、次のとおり関係書類を添えて申請する。

1. 国庫補助精算額 金 円
2. 国庫補助金精算書 (別紙 1)
3. 対象経費支出済額明細書 (別紙 2)
4. 事業実績報告書 (別紙 3)
5. 収入支出決算書
6. その他参考となる資料

別紙1

国庫補助金精算書

区 分	総事業費 A	寄 付 金 その他の 収 入 額 B	差 引 事 業 費 A-B C	対象経費 の 支 出 済 額 D	基 準 額 E	達 定 額 DとEを比較し て少ない方の額 F	国庫補助 所 要 額 CとFを比較し て少ない方の額 G	国庫補助 交 付 決 定 額 H	国庫補助 受 入 額 I	差引過△ 不 足 額 (G-H) J
非医療従事者に対する自動体外式除細動器（AED）普及啓発事業	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
合 計										

別紙2

対象経費支出済額明細書

区 分	対 象 経 費 支 出 済 額			備 考
	員 数	単 価	金 額	
非医療従事者に対する自動体外式除細動器（AED）普及啓発事業 賃 金 報 償 費 旅 用 費 需 用 費 消 耗 品 費 印 刷 製 本 費 役 務 費 委 託 費 使用料及び賃借料			円	
合 計				

非医療従事者に対する自動体外式除細動器（AED）普及啓発事業

区 分	事 業 実 績	実 施 方 法	実 施 期 間	そ の 他
非医療従事者に対する自動体外式除細動器（AED）普及啓発事業				

第 1 4 号様式

番 号
平成 年 月 日

厚生労働大臣 殿

社団法人 日本内科学会理事長 (印)

平成 年度 医療施設運営費等補助金の事業実績報告について

標記について、次のとおり関係書類を添えて報告する。

1. 国庫補助精算額 金 円
2. 国庫補助金精算書 (別紙 1)
3. 対象経費支出済額明細書 (別紙 2)
4. 事業実績報告書 (別紙 3)
5. 収入支出決算書
6. その他参考となる資料

国庫補助金精算書

区 分	総事業費 A	寄付金 その他の 収入額 B	差 引 事 業 費 A-B C	対象経費 の 支 出 済 額 D	基 準 額 E	選 定 額 DとEとを比較し て少ない方の額 F	国庫補助 所 要 額 CとFとを比較し て少ない方の額 G	国庫補助 交 付 決 定 額 H	国庫補助 受 入 額 I	差引過△ 不 足 額 (G-H) J
診療行為に関連した死亡の調査分析モデル事業	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
合 計										

対象経費支出済額明細書

区 分	対 象 経 費 支 出 済 額			備 考
	員 数	単 価	金 額	
診療行為に関連した死亡の調査分析モデル事業 給 与 費 賃 金 諸 謝 金 旅 費 解 剖 及 び 文 書 料 備 品 費 消 耗 品 費 印 刷 製 本 費 通 信 運 搬 賃 借 料 使 用 料 及 び 賃 借 料 会 議 費 雑 務 費		円		
合 計				

(注) 委託費がある場合は、その算定基礎となる資料を添付すること。

事業実績報告書

診療行為に関連した死亡の調査分析モデル事業

区 分	事 業 内 容	実 施 方 法	実 施 期 間	そ の 他
1. 中央事務局				
2. モデル地域 (地域ごとに記載すること)				

番 号
平成 年 月 日

厚 生 労 働 大 臣 殿

都 道 府 県 知 事 印

平成 年度 医療施設運営費等補助金に係る事業実績
報告について

標記について、次のとおり関係書類を添えて報告する。

1. 国庫補助精算額 金 円
2. 平成 年度医療施設運営費等補助金精算額総括表 (別紙 1)
3. 所要額精算書、事業実績報告書及び実績額明細書
 - (1) へき地保健医療対策費補助金所要額精算書 (別紙 2)
 - ① へき地医療支援機構運営事業 (別紙 3)
 - ② へき地医療拠点病院運営事業 (別紙 4)
 - ③ へき地診療所運営事業 (別紙 5)
 - ④ へき地巡回診療車(船)運営事業 (別紙 6)
 - ⑤ 沖縄へき地歯科診療班運営事業 (別紙 7)
 - ⑥ 離島歯科診療班派遣事業 (別紙 8)
 - ⑦ へき地保健指導所事業 (別紙 9)

(2) 国立病院等再編成医療施設運営費補助金所要額精算書 (別紙10)

(3) 医療施設耐震化促進事業費補助金所要額精算書 (別紙11)

(4) 感染症指定医療機関運営事業補助金所要額精算書 (別紙12)

4. 添付書類

(1) 当該事業に係る歳入歳出決算（見込）書の抄本（当該補助事業の決算額を備考欄等に記入すること）

(2) その他参考となる資料

平成 年度 医療施設運営費等補助金精算額総括表

(都道府県名)

区	分	国庫補助所要額	交付決定額	国庫補助受入額	差引過△不足額	備	考
医療施設運営費等補助金	直接補助事業	～き地保健医療対策費	円	円	円		
		～き地医療支援機構運営事業					
		～き地医療拠点病院運営事業					
		～き地診療所運営事業					
		～き地巡回診療車(船)運営事業					
		沖縄～き地歯科診療班派遣事業					
		離島歯科診療班派遣事業					
	間接補助事業	～き地保健指導所運営事業					
		国立病院等再編成医療施設運営費					
		感染症指定医療機関運営事業					
		計					
		～き地保健医療対策費					
		～き地医療拠点病院運営事業					
		～き地診療所運営事業					
	小計	～き地巡回診療車(船)運営事業					
		～き地保健指導所運営事業					
		医療施設耐震化促進事業					
		感染症指定医療機関運営事業					
		計					
		小計					
		計					

(1) へき地保健医療対策費補助金所要額精算書

区 分		診療収入 額及び寄 付金その 他の収入 額	差 引 事業費 (A)-(B) =(C)	対象経費の 支出済額 (D)	基準額 (E)	選定額 (F)	診 療 収入額 (G)	差 引 不足額 (F)-(G) =(H)	都道府県 補 助 額 (I)	国庫補助 基 本 額 (J)	国 庫 補 助 基 本 所 要 額 (J×補率) =(K)	国庫補助 所 要 額 (L)	国 庫 補 助 交 付 決 定 額 (M)	国庫補助 受 入 額 (N)	差引過 △不足 額 (N)-(L) =(O)	
																(A)
医療施設 運営費等補助金	直 接 補 助 事 業	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	へき地医療支援機構															
	へき地医療拠点病院															
	へき地診療所															
	へき地巡回診療車(船)															
	沖縄へき地歯科診療班															
	離島歯科診療班															
	へき地保健指導所															
	計															
間 接 補 助 事 業																
へき地医療拠点病院																
〇〇病 院																
〇〇病 院																
小 計																
へき地診療所																
〇〇町																
〇〇村																
小 計																
へき地巡回診療車(船)																
〇〇病 院																
へき地保健指導所																
〇〇町																
〇〇村																
小 計																
計																
合 計																

(記入上の注意)

1. 「区分」欄には、該当する項目のみ記入すること。
2. へき地医療拠点病院の「診療収入額及び寄付金その他の収入額」欄については、巡回診療による診療収入額（診療報酬を徴収しない場合は診療収入相当額とする。）を計上し、へき地診療所への医師派遣による診療収入額は、当該へき地診療所の収入として処理すること。
ただし、へき地診療所への医師派遣に必要な経費は、当該へき地診療所から徴収し計上すること。
3. 「選定額」欄は、所要額明細書（個別表）によって施設ごとに選定された額を記入すること。
4. 「国庫補助基本額」欄は、次により記入すること。
 - (1) へき地医療拠点病院
ア. 直接補助……「選定額」と「差引事業費」とを比較して少ない方の額。
イ. 間接補助……「選定額」と「差引事業費」と「都道府県補助額」とを比較してもっとも少ない額。
 - (2) へき地診療所
直接補助、間接補助……「差引事業費」と「差引不足額」とを比較して少ない方の額。
 - (3) へき地巡回診療車（船）
ア. 直接補助……「差引事業費」と「差引不足額」とを比較して少ない方の額。
イ. 間接補助
ア. 交付要綱中3. (1) の①のエの（ウ）の場合
「差引不足額」と「差引不足額」とを比較して少ない方の額。
イ. 交付要綱中3. (1) の①のエの（エ）の場合
「差引不足額」と「差引不足額」とを比較して少ない方の額。
 - (4) 離島歯科診療班
(5) 離島歯科診療支援機構、沖縄へき地歯科診療班
「選定額」と「差引事業費」とを比較して少ない方の額。
 - (6) へき地保健指導所
直接補助、間接補助……「選定額」と「差引事業費」とを比較して少ない方の額。
5. 「国庫補助基本所要額」欄は、間接補助事業の「へき地診療所、へき地巡回診療車（船）」（ただし、交付要綱3. (1) の①のエの（ウ）の場合に限る。）及びへき地保健指導所について記入し、「国庫補助基本額」に補助率を乗じて得た額を記入すること。
6. 「国庫補助所要額」欄は、次により記入すること。
 - (1) へき地医療拠点病院
直接補助、間接補助……「国庫補助基本額」に補助率を乗じて得た額。
 - (2) へき地診療所、へき地保健指導所
ア. 直接補助……「国庫補助基本額」に補助率を乗じて得た額。
イ. 間接補助……「国庫補助基本所要額」と「都道府県補助額」とを比較して少ない方の額。
 - (3) へき地医療支援機構、沖縄へき地歯科診療班、離島歯科診療班
「国庫補助基本額」に補助率を乗じて得た額。
 - (4) へき地巡回診療車（船）
ア. 直接補助……「国庫補助基本額」に補助率を乗じて得た額。
イ. 間接補助
ア. 交付要綱中3. (1) の①のエの（ウ）の場合
「国庫補助基本所要額」と「都道府県補助額」とを比較して少ない方の額。
イ. 交付要綱中3. (1) の①のエの（エ）の場合
「国庫補助基本額」に補助率を乗じて得た額。

1. へき地医療支援機構運営事業実績報告書

都道府県名 _____

(1) へき地医療支援計画策定等会議開催状況

開催年月	構 成 人 員	議事内容等
【例】 第 1 回 平成〇〇年△△月	支援機構 1 人、〇〇医師会 1 人、〇〇 歯科医師会 1 名、△△町 1 人、××村 1 人・・・計〇〇人	〇〇年度上半期へき地医療 支援計画について
第 2 回 平成〇〇年××月	支援機構 1 人、・・・・・・・・	〇〇年度下半期へき地医療 支援計画について
第 3 回 平成〇〇年××月	支援機構 1 人、・・・・・・・・	へき地医療拠点病院の活動 評価について
第 4 回 平成〇〇年××月	支援機構 1 人、・・・・・・・・	へき地医療拠点病院への研 究費の配分方法について

(2) へき地医療支援状況

ア 巡回診療実施状況

拠点病院名	巡回診療実施無医地区等名	年間実施日数
【例】 ○ ○ 病 院	△△地区 (〇〇町)	2 4 . 5 日
⋮	〇〇地区 (〇〇村)	3 2 . 5 日

イ 医師等派遣状況 (代診医等派遣を含む)

拠点病院名	派遣先へき地診療所名	派遣人員	年間実施日数
【例】 ○ ○ 病 院	△△診療所	医師 1 名、看護師 1 名	4 8 日
△ △ 病 院	××診療所	医師 1 名	2 4 . 5 日

(注) 「年間実施日数」欄は、当該巡回診療に係る実診療日数及び医師等派遣に係る延べ日数 (いずれも 0.5 日を単位とする。) を記入すること。

(3) 研修実施状況

研 修 内 容	研修期間	研修実施拠点病院
【例】	3 日間	〇〇病院

(4) その他へき地医療支援に係る事業実施状況

※具体的に事業内容を記入すること。

(5) 添付資料

- ア. へき地医療支援機構設置要綱
- イ. 委員名簿
- ウ. へき地医療支援計画書
- エ. へき地医療拠点病院の活動評価方針
- オ. へき地医療拠点病院への研究費配分規程
- カ. へき地医療従事者に対する研修プログラム

2. へき地医療支援機構運営費精算額明細書

都道府県名

区 分	支 出 済 額 (A)	基 準 額 (B)	選 定 額 (A)又は(B)のいずれか 少ない方の額	摘 要 (支出済額について算出基礎 を記載すること)
(担当官経費) 1. 報 酬 2. 給 料 3. 職 員 手 当 等 4. 共 済 費 5. 賃 金 小 計	円	円	円	
(代診等担当医師経費) 6. 報 酬 7. 給 料 8. 職 員 手 当 等 9. 共 済 費 10. 賃 金 11. 報 償 費 小 計				
(運 営 経 費) 12. 賃 金 13. 報 償 費 14. 旅 費 15. 需 用 費 16. 役 務 費 17. 委 託 料 18. 使用料及び賃借料 19. 負担金、補助及び交付金 小 計 合 計				会議出席旅費 00人×00円=000円 消 耗 品 費 円 印 刷 製 本 費 円 会 議 費 円 ○ ○ ○ 計 通 信 運 搬 費

(注)

1. 支出済額欄の「給料」「職員手当等」及び「共済費」は、次の方法で記入すること。

(1) 担当官のうち専任の場合

給料、職員手当等、共済費の額

(2) 担当官のうち兼任の場合、及び代診等担当医師

給料、職員手当等、共済費を日割計算し、その額に従事日数を乗じて得た額。

2. 委託契約により実施した場合は、契約書の写及び契約金額の算出基礎となる資料を添付すること。

3. へき地勤務医師等確保経費実績報告書

(都道府県名)

(1) 都道府県への市町村からの医師等派遣要望状況

市 町 村 名	へ き 地 診 療 所 過疎地域等特定診療所名 又は特例措置許可病院名	職 種

(2) へき地医療拠点病院等への市町村からの医師等派遣要望状況

へき地医療拠点病院等名	市 町 村 名	へ き 地 診 療 所 名 過疎地域等特定診療所名 又は特例措置許可病院名	職 種

(3) へき地勤務医師等確保協議会開催状況

開催 回数	構 成 人 員					計
	医科大学	医療機関	医師会 歯科医師会	市町村職員	都道府県職員	
	〇〇医科大学 〇〇大学医学部	〇〇〇病院		〇 〇 市 〇 〇 村		

(4) へき地勤務医師等派遣状況

派遣先医療機関	区 分	派 遣 期 間	事業協力病院	職 種
〇〇〇診療所	へき地診療所	～	〇〇〇大学	医 師
〇〇〇診療所	過疎地域等特定 診療所	～	〇〇〇病院	歯科医師

(市町村からの要望に対して派遣できなかった理由)

4. へき地勤務医師等確保経費実績額明細書（個別表）

（都道府県名）

区 分	支出済額 (A)	基 準 額 (B)	選 定 額 (A)又は(B)の いずれか少ない方の額	摘 要 (支出済額について内訳を記載すること)
(協議会経費) 1. 賃 金 2. 旅 費 3. 報 償 費 4. 需 用 費 5. 役 務 費 6. 委 託 料 小 計				消 耗 品 費 印刷製本費 会 議 費 ○ ○ ○ 費 計 通信運搬費 ○ ○ ○ 費 計
(事業協力経費) 7. 報 償 費 8. 委 託 料 9. 負担金、補助 金及び交付金 小 計				
(代替医師等雇上経費) 10. 報 酬 11. 賃 金 12. 報 償 費 13. 委 託 料 14. 負担金、補助 金及び交付金 小 計				
合 計				
(そ の 他) 15. そ の 他				対象とする経費以外のものの支出した経費を計上すること。
総 計				

（記入上の注意）

1. 区分欄は、該当の名称がない場合は、内容を検討し、補助対象と類似しているときは具体的に○○費として計上し、補助対象外の場合は「その他」の経費に記入すること。
2. 「事業協力経費」は、派遣計画に基づき医師等を派遣した事業協力病院に対する支出済額を記入すること。
3. 「代替医師等雇上経費」は、派遣計画に基づき当該派遣医師等の身分を事業協力病院に残し、当該病院が医師等の給与を支給して医師等を派遣し、かつ、当該医師等の代替医師等を雇い上げた場合にその支出済額を記入し、支払った事実を確認できる書類を添付すること。
4. 当該事業を委託により実施した場合は、契約書の写及び契約金額の算出基礎となる資料を添付すること。

5. 就 職 の 紹 介 等 内 容 実 績 報 告 書

(都道府県名)

(1) 事業実施期間

(2) 実 施 内 容

(3) 運 営 形 態

6. へき地医療振興経費実績額明細書（個別表）

（都道府県名）

区 分	支 出 済 額			基準額 (B)	選 定 額 (A)又は(B)の いずれか少ない方の額	摘 要 (支出済額について内訳を 記載すること。)
	員数	単価	金 額 (A)			
1. 賃 金		円	円	円	円	
2. 旅 費						
3. 需用費						消耗品費 印刷製本費 会議費 〇〇〇 計
4. 役務費						通信運搬費 広告料 計
5. 委託料						
小 計						
その他						
〇〇〇						
〇〇〇						
小 計						
合 計						

（注）委託契約により実施した場合は、契約書の写及び契約金額の算出基礎となる資料を添付すること。

1. へき地医療拠点病院運営事業実績報告書

(1) 巡回診療実施状況 (へき地医療拠点病院名)

巡回診療実施地区			巡回診療実施回数								備考		
市町村名	地区名	戸数	人口	第1・四半期		第2・四半期		第3・四半期		第4・四半期		計	
				回数	受診者	回数	受診者	回数	受診者	回数			受診者
			人	()	人	()	人	()	人	()	人		
		戸											

(注) 巡回診療実施回数の上段 () には、当該巡回診療に係る実診療日数 (0.5日を単位とする。) を記入すること。

(2) へき地診療所等・特例措置許可病院医師等派遣状況

へき地診療所等名 又は特例措置許可 病院	開設者	所在地	職 種 区 分	派 遣 状 況 (日 数)				備 考	
				第 1 ・ 四 半 期		第 2 ・ 四 半 期			計
				第 3 ・ 四 半 期	第 4 ・ 四 半 期				

(注) 備考欄は、当該年度の派遣状況 (〇〇科、年間〇〇日又は週〇日等) を、具体的に記入すること。

(3) へき地診療所等・特例措置許可病院代診医等派遣状況

へき地診療所等名 又は特例措置許可 病院	開設者	所在地	職 種 区 分	派 遣 状 況 (日 数)					備 考
				第 1 ・ 第 4 半 期		第 2 ・ 第 4 半 期		計	

(注) 備考欄は、派遣を必要とした理由を記入すること。(例: 〇〇学会出席 〇月〇日～〇月〇日)

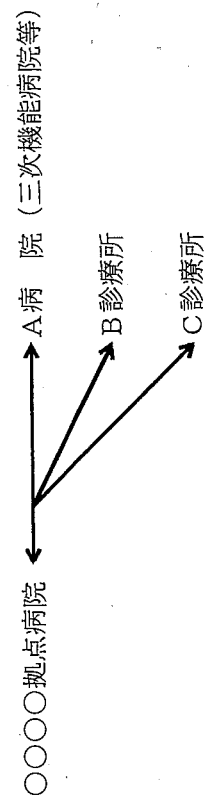
(4) 研修会実施状況

研 修 会 名	実 施 期 間	講 師 人 員	職 種 別 参 加 人 員	実 施 内 容 (具 体 的 に)
〇〇〇研修会	自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日	人	人	

(注) 「職種別」とは、医師、看護師、保健師、助産師、栄養士、薬剤師、その他に分類する。

(5) 静止画像等伝送装置導入状況
導入状況について

(記入例)



2. へき地医療拠点病院運営費実績額明細書（個別表）

開設者名

拠点病院名

(1) 支出

区 分	支 出 済 額 (A)	基 準 額 (B)	選 定 額 (A)又は(B)の いずれか少ない方の額	摘 要 (支出済額について内訳 を記載すること)
(医療活動費)	円	円	円	
1. 報酬 2. 給 医 師 看 護 師 運 転 手 そ の 他 3. 職員手当等 医 師 看 護 師 運 転 手 そ の 他 4. 共 済 費 医 費 看 護 師 運 転 手 そ の 他 5. 賃 金 6. 報 償 費 7. 旅 費 8. 需 用 費				消 耗 品 費 燃 料 費 印 刷 製 本 費 光 熱 水 料 修 繕 料 ○ ○ ○ 計 通 信 運 搬 費 手 数 料 ○ ○ 計
9. 役 務 費				
10. 委 託 料 11. 使用料及び賃借料 12. 原 材 料 費 13. 備 品 購 入 費 14. 公 課 費				購入品目、金額、明細書を添付すること。
小 計				
(研究費)				
15. 旅 費				
小 計				

(研 修 費)				
16. 講 師 謝 金				
17. 旅 費				
18. 需 用 費				
小 計				
(医 療 費)				
19. 需 用 費				医 薬 材 料 費 医 療 用 消 耗 品 費 医 療 機 器 修 繕 料 計
20. 備 品 購 入 費				購 入 品 目、金 額、明 細 書 を 添 付 す る こと。
小 計				
(伝 送 装 置 経 費)				
21. 報 償 費				へき地医療拠点病院診療支援シ ステムに係る経費を記入すること。
22. 需 用 費				
23. 役 務 費				
24. 使用料及び賃借料				伝 送 装 置 の 借 料 購 入 品 目、金 額、明 細 書 を 添 付 す る こと。
25. 備 品 購 入 費				上 記 に 掲 げ る 経 費 の う ち、へき地 医 療 拠 点 病 院 診 療 支 援 シ ス テ ム に 該 当 する 経 費 を 記 入 す る こと。
26. 委 託 料				
小 計				
合 計				
(そ の 他)				
27. ○ ○ ○				対 象 と する 経 費 以 外 の も の の 支 出 し た 経 費 を 計 上 す る こと。
総 計				

(2) 収入

区 分		収納済額(円)	摘 要	
診療 収 入 額	当該年度以前の調定に かかる収納済額		徴収決定済額	円
	当該年度の調定に かかる収納済額		収納率	%
	計		年間延患者数	人
寄の 付収 金入 そ額 の 他	寄 付 金		内 訳	
	そ の 他 の 収 入		内 訳	
	計			
合 計				

(記入上の注意)

1. 支出済額欄の「給料」「職員手当等」及び「共済費」は、次の方法で記入すること。

(1) 専任の場合

専任者の給料、職員手当等、共済費の支出済額

(2) 兼任の場合

兼任者の給料、職員手当等、共済費を日割計算し、その額に兼任者の医療活動従事日数(0.5日を単位とする。)を乗じて得た額。

また、兼任者が2人以上の場合は、それぞれ計算すること。

なお、兼任者の職員手当等はへき地医療活動に関するものに限ること。

2. 基準額欄は、次により記入すること。

(1) 巡回診療等従事者経費は、医師、看護師等へき地医療活動に従事した者の延日数(0.5日を単位とする。)に単価を乗じて得た額の合算額を計上すること。

(2) 巡回診療等自動車経費は、実施した回数の合計数に単価を乗じて得た額を計上すること。

(3) 代診医等派遣経費は、医師、看護師等派遣を実施した延日数(0.5日を単位とする。)に単価を乗じて得た額の合算額を計上すること。

3. 診療収入には、巡回診療による収入(診療収入を徴収しない場合には、診療収入相当額とする。)を計上し、へき地診療所への医師派遣による診療収入は、へき地診療所の収入として処理すること。

4. その他の収入には、へき地診療所への医師派遣に要した経費を当該へき地診療所から徴収し併せて記入すること。

1. へき地診療所運営事業実績報告書

(診療所名)

(1) 患者数及び診療日数調

区 分	年 間 計	備 考
延 来 診 患 者 数	人	
往 診 患 者 数	人	
計 (A)	人	
実 診 療 日 数 (B)	日	
訪問看護実日数	日	
1 日平均患者数	$\frac{(A)}{(B)}$ 人	

(2) 医師、看護師駐在日数調

区 分	勤 務 日 数												備 考
	年 4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	1 0 月	1 1 月	1 2 月	1 月	2 月	3 月	計
医 師	常 勤												
	非 常 勤												
看 護 師	常 勤												
	非 常 勤												

(作成上の注意)

1. 本欄は、すべて当該年度（当該年4月1日～翌年3月31日間）の実績により作成するものであること。
2. 「患者延数」は、毎日の外来患者の合計数である。ただし、患者が来診し、同日再び往診を受けた場合は、来診患者1、往診患者1、計2として記入すること。
3. 「実診療日数」は、実際に診療に当たった日数を記入すること。
4. 「訪問看護実日数」は、実際に訪問看護を行った日数を計上し、「実診療日数」の再掲で記入すること。

2. へき地診療所運営費実績額明細書（個別表）

(1) 支出				(診療所名)		
区 分	支 出 済 額			基 準 額 (B)	選 定 額 (A)又は(B)の いずれか少ない方の額	摘 要 (支出済額について 内訳を記載すること)
	員数	単価	金額(A)			
(事務費)		円	円	円	円	
1. 報酬						
2. 給医看護用そ						
3. 職員手当						
4. 共済						
5. 賃報						
6. 旅用						
7. 需用						
8. 賃報						
9. 役務費						
10. 委託料						
11. 使用料及び賃借料						
12. 原材料費						
13. 備品購入費						
小 計						
(研究費)						
14. 旅費						
15. 需用費						
16. 備品購入費						
小 計						
(医療費)						
17. 需用費						
18. 委託料						
19. 備品購入費						
小 計						
(伝送装置経費)						
20. 需用費						
21. 役務費						
22. 使用料及び賃借料						
23. 備品購入費						
小 計						
合 計						
(その他)						
24. ○ ○ ○						
総 計						

(記入上の注意事項)

- へき地医療拠点病院等から医師派遣を受けて運営しているへき地診療所は、当該医師派遣に必要な経費を「委託料」に記入し、その契約書を添付すること。
- その他の経費については、摘要欄に内訳を記入すること。

(2) 収入 (診療所名)

年 月	診 療		収 入		寄 付 金 そ の 他 の 収 入 額				合 計	摘 要
	国民健康 保 険	社会保険	窓 口 徴 収 分	計	文 書 料	不用品 売 払 代	寄付金その他の 収 入	計		
年 4 月	円	円	円	円	円	円	円	円	円	徴収決定済額 円
5 月										収 納 率 %
6 月										
7 月										
8 月										
9 月										不用品 売 払 代 内 訳
10 月										
11 月										
12 月										
年 1 月										寄付金その他の収入 内 訳
2 月										
3 月										

(注) 当該年度以前の調定にかかる収納済額については、診療収入のそれぞれに該当する欄の上段に () 書きで再掲すること。

1. へき地巡回診療車(船)運営事業実績報告書

(補助事業者名)

巡回診療車 車輦番号	巡回診療 実施 機関名	実施 方法	巡回診療地区				区分	巡回診療実施回数及び受診者数(単位:回、人)					備考
			市町村名	地区名	戸数	人口		第1・ 四半期	第2・ 四半期	第3・ 四半期	第4・ 四半期	計	
					戸	人	回数 受診者数	()	()	()	()	()	
							回数 受診者数	()	()	()	()	()	
							回数 受診者数	()	()	()	()	()	
							回数 受診者数	()	()	()	()	()	
							回数 受診者数	()	()	()	()	()	
							回数 受診者数	()	()	()	()	()	
							回数 受診者数	()	()	()	()	()	
							回数 受診者数	()	()	()	()	()	
							回数 受診者数	()	()	()	()	()	
計							回数 受診者数	()	()	()	()	()	

(注) 1. 受診者の疾病分類等を分析している場合は、その分析結果を添付すること。

2. 巡回診療実施回数の上段()に当該巡回診療に係る実診療日数(0.5日を単位とする。)を記入すること。

2. へき地巡回診療車(船)運営費実績額明細書(個別表)

(1) 支出

(補助事業者名)

区 分	支 出 済 額			基 準 額 (B)	選 定 額 (A)又は(B)の いずれか少ない方の額	摘 要 〔支出済額について内訳を 記載すること。〕
	員数	単価	金 額 (A)			
報酬 給料 職員手当等 共済費 賃金 旅費 報償費 需用費 役務費 委託料		円	円	円	円	{ 医師 看護師 事務職員 運転手 { 消耗品費 医薬材料費 燃料費 印刷製本費 修繕料
小 計						
そ の 他 〇 〇 〇 〇 〇 〇 小 計						
合 計						

- (注) 1. 委託契約により実施した場合は、契約書の写及び契約金額の算出基礎となる資料を添付すること。
2. その他欄は補助対象以外の経費を計上すること。

(2) 収入

区 分	収 納 済 額	摘 要
診療 収入 額	当該年度以前の調定 にかかる収納済額	円
	当該年度の調定にか かる収納済額	徴収決定済額 円
	計	収納率 %
寄収 付入 金額 そ の 他 の	文 書 料	
	不用物品売払代	内 訳
	寄付金その他の収入	内 訳
	計	
合 計		

- (注) 診療収入欄には、巡回診療による診療収入額(診療報酬を徴収しない場合には、診療収入相当額とする。)を計上すること。

1. 沖縄へき地歯科診療班運営事業実績報告書

診療班名	診療班の構成	診療地区			診療実施期間	受診者数	備考
		町村名	地区名	人口			
第 1 班	合 計 名 歯 科 医 師 名 歯 科 衛 生 士 名 設 営 技 術 者 名 そ の 他 名			人	月 日から 月 日まで 日間	人	
第 2 班	合 計 名 歯 科 医 師 名 歯 科 衛 生 士 名 設 営 技 術 者 名 そ の 他 名			人	月 日から 月 日まで 日間	人	
第 3 班	合 計 名 歯 科 医 師 名 歯 科 衛 生 士 名 設 営 技 術 者 名 そ の 他 名			人	月 日から 月 日まで 日間	人	
第 4 班	合 計 名 歯 科 医 師 名 歯 科 衛 生 士 名 設 営 技 術 者 名 そ の 他 名			人	月 日から 月 日まで 日間	人	
計	歯 科 医 師 名 歯 科 衛 生 士 名 設 営 技 術 者 名 そ の 他 名			人	日間	人	

2. 沖縄へき地歯科診療班運営費実績額明細書

区 分	支出済額 (A)	基 準 額 (B)	選 定 額 (A)又は(B)の いずれか少ない方の額	摘 要 (支出済額について内訳を 記載すること)
(事 務 費) (1) 報 酬 (2) 給 料 (3) 職員手当等 (4) 共 済 費 (5) 賃 金 (6) 旅 費 (7) 諸 謝 金 (8) 報 償 費 (9) 需 用 費 ア. 消 耗 品 費 イ. 燃 料 費 ウ. 食 糧 費 エ. 印刷製本費 小 計	円	円	円	
(医 療 費) (1) 備品購入費 ア. 補 充 分 イ. 新規購入費 (2) 需 用 費 ア. 歯科治療用 消耗器具 イ. 歯科技工用 消耗機器 ウ. 修 繕 料 小 計				
合 計				

1. 離島歯科診療班派遣事業実績報告書

(補助事業者名)

市町村名	派遣した離島名等				実施方法	診療班の構成		診療実施 期 間	受診者数			診療実施 場 所	診 療 の 概 況
	島 名	地 区 名	戸 数	人 口		資格及 び職業	人員		男	女	計		
			戸	人			人		人	人	人		

(注)「診療の概況」欄は、病名等を記入し、人数も合わせて記入すること。

2. 離島歯科診療班派遣費実績額明細書（個別表）

（補助事業者名

）

（1）支出

区 分	支 出 済 額			基 準 額 (B)	選 定 額 (A)又は(B)の いずれか少ない方の額	摘 要 (支出済額について内訳を 記載すること。)
	員数	単価	金 額 (A)			
報 酬 給 料 職 員 手 当 等 賃 金 旅 費 報 償 費 需 用 費 委 託 料 小 計		円	円	円	円	歯 科 医 師 歯 科 技 工 士 歯 科 衛 生 士 事 務 職 員 消 耗 品 費 医 薬 材 料 費 燃 料 費 印 刷 製 本 費 修 繕 料
そ の 他 ○ ○ ○ ○ ○ ○ 小 計						
合 計						

（注） 1. 委託契約により実施した場合は、契約書の写及び契約金額の算出基礎となる資料を添付すること。

2. その他欄は補助対象以外の経費を計上すること。

（2）収入

区 分	収 納 済 額	摘 要
診 療 収 入 額	当該年度以前の調定 にかかる収納済額	徴収決定済額 円
	当該年度の調定にか かる収納済額	収 納 率 %
	小 計	
寄 収 付 入 金 額 そ の 他 の	文 書 料	
	不用物品売払代	内 訳
	寄付金その他の 収入	内 訳
	小 計	
合 計		

（注）診療収入欄には、巡回診療による診療収入額（診療報酬を徴収しない場合には、診療収入相当額とする。）を計上すること。

(補助專業者名)

[illegible]

2. へき地保健指導所事業所実績額明細書（個別表）

（へき地保健指導所名 _____）

区 分	支出済額 (A) 円	基 準 額 (B) 円	選 定 額 〔(A)又は(B)の いずれか少ない方の額〕 円	摘 要 〔支出済額について内訳を記載すること。〕
(給 与 費) 1. 給 料 2. 特 別 手 当 (期末勤勉手当) 3. 特地勤務手当 (へき地手当) 4. 寒冷地手当 5. 共 済 費 6. 賃 金 小 計				
(保健指導事業費) 7. 旅 費 8. 需 用 費 9. 役 務 費 小 計				
(伝送装置経費) 10. 需 用 費 11. 役 務 費 12. 備品購入費 小 計				購入品目、金額、明細を添付のこと。
合 計				
(そ の 他)				対象経費以外のものの支出した経費を計上すること。
総 計				

1. 国立病院等再編成医療施設運営費所要額精算書

区 分	補助事業名						差 過△不足額 (F-D) 円	引
	補助対象額 A 円	基準額 B 円	基本額 C 円	国庫補助 所要額 D 円	国庫補助 交付決定額 E 円	国庫補助 受入済額 F 円		
〇〇病院								
〇〇施設								
△△施設								
××病院								
××施設								
合 計								

1 C欄には、A欄の金額とB欄の金額とを比較して少ない方の額を記入すること。

2 D欄は、次により記入すること。

(1) 交付要綱 4 (4) ①. に掲げる事業 ----- C欄の金額の額に2分の1 (特例地域にあっては10分の5.5) を乗じて得た額を記入すること。

(2) 交付要綱 4 (4) ②. に掲げる事業 ----- C欄の金額の額に3分の1 (特例地域にあっては10分の5.5) を乗じて得た額を記入すること。

2. 国立病院等再編成医療施設運営費所要額精算書

病 院 名

勘 定 科 目	実 支 出 額 円	左のうち交付された 補助金（再掲） 円
1 給 与 費		
常勤職員給与費		
非常勤職員給与費		
退職給与金		
法定福利費		
2 材 料 費		
薬 品 費		
診療材料費		
給食材料費		
医療消耗備品費		
3 経 費		
福利厚生費		
旅費交通費		
職員衣服費		
通信運搬費		
消耗品費		
会議費		
光熱水料		
燃料費		
委託費		
修繕費		
賃借料		
その他の経費		
4 研究研修費		
合 計		

（注）当該年度の実支出額を記入すること。

医療施設耐震化促進事業費補助金所要額精算書

		(都道府県名)											
区	分	総事業費 (A)	寄付金その 他の収入額 (B)	差引事業費 (C=A-B)	対象経費の 実支出額 (D)	基 準 額 (E)	選定額(D)と (E)の小さい方の 額 (F)	都道府県補 助額 (G)	国庫補助基 本額 (H)	国庫補助所 要額 (I)	国庫補助交 付決定額 (J)	国庫補助 受入額 (K)	差引増△ 減 (L=K-I)
間 接 補 助 事 業	医療施設耐震化促 進事業	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	〇〇病院												
	計												

(1) 「総事業費」欄には、当該事業に係る部分のみを記入すること。

(2) 「選定額」欄には、「対象経費の支出予定額」と「基準額」とを比較して少ない方の額を記入すること。

(3) 「国庫補助基本額」欄には、「選定額」と「差引事業費」とを比較して少ない方の額に3分の2を乗じて得た額と「都道府県補助額」とを比較していずれか少ない方の額を記入すること。

(4) 「国庫補助所要額」欄には、「国庫補助基本額」に2分の1を乗じて得た額を記入すること。ただし、算出にあたっては、施設ごとに1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。

(5) 「国庫補助受入額」欄は、補助事業者が都道府県出納長から国庫補助金の交付を受けて実際に受領した額を記入すること。

1. 医療施設耐震化促進事業実績報告書

(都道府県名)

病 院 名	総病床数	実施期間 年 月 日	診断対象施設 及び総面積	診断結果	備 考
	床				

(注) 診断結果については、別添1及び2を作成のうえ添付すること。

2. 医療施設耐震化促進事業実績額明細書

病 院 名	支 出 額	内 容
	千円	

(別添 1)

診 断 結 果 表

施設名				建設年月日					
建物名				診断年月日					
診断次数		構 造		建築面積/延面積					
診断方向		構造耐震判定指標 $I_{so} = 0.6$				$C_{Tu} \cdot S_D \geq$			
階	C	F	破壊形式	E_o	S_D	T	I_s	$C_{Tu} \cdot S_D$	判定
6									
5									
4									
3									
2									
1									
破壊形式凡例									
総合所見									
診断・調査実施者									
	氏 名		印						
	資 格		(登録番号第 号)						
	所属組織 (所在地)		印						

(別添2)

診 断 結 果 表

施設名					建設年月日				
建物名					診断年月日				
診断次数		構 造		建築面積/延面積					
診断方向				構造耐震判定指標 $I_{so} = 0.75$			$C_{Tu} \cdot S_D \geq$		
階	C	F	破壊形式	E_o	S_D	T	I_s	$C_{Tu} \cdot S_D$	判定
6									
5									
4									
3									
2									
1									
破壊形式凡例									
総合所見									
診断・調査実施者									
氏 名		印							
資 格		(登録番号第 号)							
所属組織 (所在地)		印							

平成 年度感染症指定医療機関運営事業費補助金実績額精算書

(都道府県名・感染症指定医療機関名)

	総事業費 (A)	寄付金その 他の収入額 (B)	差 引 費 業 業 (A) - (B) = (C)	対象経費 の支出済 額 (D)	基 準 額 (E)	選 定 額 (F)	都道府県 補 助 額 (G)	国庫補助 基 本 額 (H)	国庫補助 所 要 額 (I)	国庫補助 交 決 定 額 (J)	国庫補助 受 入 額 (K)	差引増△ 減 額 K-I=(L)
直接補助事業												
第一類感染症 指定医療機関	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
第二類感染症 指定医療機関												
小 計												
間接補助事業												
第一類感染症 指定医療機関												
第二類感染症 指定医療機関												
小 計												
合 計												

- (注) 1. F欄は、D欄とE欄を比較して少ない方の額を記入すること。
 2. 直接補助事業のH欄は、C欄とF欄を比較して少ない方の額を記入すること。
 3. 間接補助事業のH欄は、C欄とF欄を比較して少ない方の額を記入すること。
 4. H欄は、G欄に補助率を乗じて得た額(1,000円未満は切捨て。)を記入すること。
 5. 各感染症指定医療機関ごとに別葉に作成し、都道府県単位で総括した調書を作成すること。

1. 平成 年度感染症指定医療機関運営事業実績報告書

(都道府県名)

		2次医療圏名	基準病床数	指定病床数	空所利用 病 床 数	備 考
第一種 感染症 指定医療 機関	○ ○ 病 院		○ 床	○ 床		
	計					
第二種 感染症 指定医療 機関	× × 病 院	× × ×	×× 床	×× 床	×× 床	
	△ △ 病 院	△ △ △	△△ 床	△△ 床	△△ 床	
	計					

(注) 国立の医療機関を指定している場合は備考欄に「国立」と記入すること。
都道府県立の医療機関を指定している場合は備考欄に「都道府県立」と記入すること。
独立行政法人が設置する医療機関を指定している場合は備考欄に「独」と記入すること。
空所利用病床数の欄には延べ病床数（空床利用病床数×利用日数）を記入すること。

2. 平成 年度感染症指定医療機関運営事業実績額明細書

(第○種感染症指定医療機関名
(指定病床数

(1) 支 出

(単位：円)

区 分	総事業費	支出済額 (A)	基準額 (B)	選 定 額 (A)又は(B)のいずれ か少ない方の額	摘 要 (支出済額について内訳 を記載すること)
1. 需 用 品 費 消 耗 製 本 費 印 刷 熱 料 水 費 光 燃 料 繕 費 修 繕 費	円	円	円	円	
2. 役 務 費 通 信 運 搬 費 手 数 料					
3. 委 託 料 ○ ○					
4. 使用料及び賃借料 ○ ○					
5. 材 料 費 ○ ○					
6. 備 品 購 入 費 ○ ○					購入品名、金額、明細 書を添付すること。
合 計					

(2) 収 入

(単位：円)

区 分	収 入 額	摘 要
診療収入(感染症患者)	円	
診療収入(空床利用)	円	
寄付金その他の収入	円	
合 計	円	

(注) 1. 本表は、医療機関が第一種感染症指定医療機関及び第二種感染症指定医療機関の両方の指定を受けている場合は別表とすること。
2. 診療収入の摘要欄には、徴収決定額、収納率、診療日数、年間診療点数を記入すること。

番 号
平成 年 月 日

厚生労働大臣 殿

補助事業者名 (印)

平成 年度消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

平成 年 月 日厚生労働省発医政第 号により交付決定があった
医療施設運営費等補助金、中毒情報基盤整備事業費補助金及び第三者
病院機能評価支援事業費補助金について、医療施設運営費等補助金、
中毒情報基盤整備事業費補助金及び第三者病院機能評価支援事業費補
助金交付要綱

6.(11)の規定に基づき、下記のとおり報告する。

1. 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第15条に基づ
く額の確定額又は事業実績報告額

金 円

2. 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費
税に係る仕入控除税額（要国庫補助金返還相当額）

金 円

注：別添参考となる書類（2.の金額の積算の内訳等）

第 17 号様式

番 号

平成 年 月 日

都 道 府 県 知 事
指 定 都 市 の 市 長 殿
市 町 村 長

間 接 補 助 事 業 者 名 ⑩

平成 年度消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

平成 年 月 日第 号により交付決定があった医療施設運営費等補助金について、交付決定通知書により付された条件に基づき、下記のとおりに報告する。

1. 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第15条に基づく額の確定額又は事業実績報告額

金 円

2. 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（要国庫補助金返還相当額）

金 円

注：別添参考となる書類（2.の金額の積算の内訳等）

平成 年度補助金等支出明細書

公益法人名 _____

1. 補助金等の名称			
2. 事業の目的及び内容			
(1) 目的			
(2) 具体的な内容			
3. 交付実績額			千円 (A)
4. 補助金等における管理費			
(1) 人件費		千円	
(2) 一般管理費		千円	
(3) その他の管理費			
内容		金額	
		千円	
		千円	
合計		千円	
合計		千円	
5. 外部への支出			
(1) 外部に再補助・再委託等されているものに関する支出			
支出内容		支出先	金額
			千円
			千円
			千円
			千円
合計			千円 (B)
(2) (1)以外の支出			
支出内容		支出先	金額
			千円
			千円
			千円
			千円
合計			千円
6. その他			
内容		金額	
		千円	
		千円	
合計		千円	
7. 再補助・再委託等の割合			% (B/A)